



イスラム金融サービス委員会



**IAIS**

INTERNATIONAL ASSOCIATION OF  
INSURANCE SUPERVISORS

保険監督者国際機構

マイクロタカフル(イスラムマイクロ保険)の  
規制と監督に関する論点書

2015年11月

### イスラム金融サービス委員会(IFSB)について

IFSB は、2002 年 11 月 3 日に正式に発足し 2003 年 3 月 10 日に活動を開始した国際的な規制設定組織である。本組織は、銀行、資本市場および保険業界までを幅広く含むイスラム金融サービス業界に向けた国際的な健全性規制および指針を策定することにより、業界の健全性及び安定性を促進・強化する。IFSB により開発される基準は基準およびガイドライン開発に関するガイドラインおよび手続に示された通りの長期にわたるデュー・プロセスを経ることになっており、その中で公開草案の作成およびワークショップの開催ならびに必要な場合には公聴会を開催することも含まれている。IFSB はまた、調査および業界関連課題への対応を実施するとともに、規制主体および業界関係者とのラウンドテーブル、セミナーおよびカンファレンスを開催する。こうした目的のため、IFSB は、関係する国際的、各地域のおよび各国の組織、調査／教育機関および市場参加者と緊密に連携する。IFSB に関する詳細は、[www.ifsb.org](http://www.ifsb.org) にて確認いただけます。

### 保険監督者国際機構(IAIS)について

IAIS は、およそ 140 カ国の 200 を超える管轄区域からの保険監督者および規制者である任意の会員からなる組織である。IAIS の使命は、保険契約者の利益と保護のために、公正、安全かつ安定した保険市場を発展させかつ維持すべく、効果的でグローバルに統合的な保険市場の監督を促すこと、およびグローバルな金融安定に貢献することである。IAIS は 1994 年に設立され、保険セクターの監督のための原則、基準および他の支援する資料の策定、ならびに、それらの実施を支援する責任を有する国際的な基準設定主体である。また、IAIS はメンバーに対して、保険監督および保険市場に関するメンバーの経験および見解を共有するための議論の場を提供する。IAIS は、他の国際的な金融政策立案者および監督者または規制者の協会と自身の取組みを調整しており、また、世界的な金融システムの形成を支援している。特に、IAIS は、金融安定理事会(FSB)のメンバーであり、国際会計基準審議会(IASB)の基準諮問会議のメンバーであり、および保険へのアクセスに関するイニシアティブ(A2ii)のパートナーである。また、その結集された専門知識が認められ、IAIS は、G20 のリーダーおよび他の国際的な基準設定主体から、保険の論点のみならずグローバルな金融セクターの規制および監督に関する論点について、定期的にインプットを求められている。IAIS に関する詳細は、[www.iaisweb.org](http://www.iaisweb.org) にて確認いただけます。

本出版物の著作権は、生命保険協会(以下、当会)が有しており、保険監督者国際機構(以下、IAIS)の公式な翻訳文書ではない。

無断転載禁止。出典表示を条件に、概要の引用について、複製または翻訳を許可する。なお、本仮訳を利用することにより発生するいかなる損害やトラブル等に関して、当会は一切の責任を負わないものとする。

原文は、IAIS のウェブサイト([www.iaisweb.org](http://www.iaisweb.org))上で入手可能である。

## IFSB技術委員会

(略)

## IAIS執行委員会

(略)

マイクロタカフル(イスラムマイクロ保険)の規制と監督における課題に関する  
共同作業部会

(略)

## 抄

金融包摂におけるベスト・プラクティスを広める取組において、イスラム金融サービス委員会(IFSB)および保険監督者国際機構(IAIS)は、共同して「マイクロタカフル(イスラムマイクロ保険)の規制と監督に関する論点書」を作成した。本文書の目的は、規制当局および監督当局ならびに業界参加者に対してマイクロタカフルの実務において生じる各種の課題についての考察を提供することにある。

両規制設定主体は、関係する規制・監督当局のみならずマイクロタカフル事業者に対してアンケート票を送付し、マイクロタカフル事業者の既存の実務に関するデータを業界から収集した。加えて、他の管轄区域の参考のため、様々な管轄区域からの成功事例を加えて推敲が行われた。

本文書は、様々な形のマイクロタカフルのモデル、監督枠組みならびにマイクロタカフル事業者および規制監督当局が直面する一般的な課題について研究する。加えて、マイクロタカフルについての知見のない管轄区域の参考のため、事例集として具体例を盛り込んでいる。

本文書は、規制監督当局に対してマイクロタカフル業界において実効的な監督を実施する方法についての指針と理解を与えることを目的とする。イスラム金融サービス業界の健全かつ透明性ある発展を促進するため、IFSB および IAIS によりさらなる検討が進められることが期待される。今後の検討には、シャリーア原則に則ったマイクロタカフル向けの基準およびガイドラインの策定ならびに採択の後押しが含まれうるだろう。

キーワード: マイクロタカフル、規制、タカフル、金融包摂

## 目次

### 略語

#### A. 導入

- I. IFSB と IAIS の共同作業の背景
- II. 本文書の目的

#### B. マイクロタカフルについて

- I. マイクロタカフルのモデル／タイプ
  - (a) ワカラ(Wakālah)
  - (b) ワカラムダーラバ(Wakālah-Muḍārabah)
  - (c) ワカラ-ワクフ(Wakālah-Waqf)
  - (d) 協同組合
- II. タカフルとマイクロタカフルの違い
  - (a) マイクロタカフル提供者のタイプ
  - (b) 加入者のタイプ
  - (c) 商品特徴および拠出金
  - (d) 流通チャネル
  - (e) 消費者教育
  - (f) オペレーション
- III. マイクロタカフルとマイクロ保険の違い
- IV. マイクロタカフルの産業および規制実施に関する調査結果

#### C. マイクロタカフルの監督・規制枠組

- I. コーポレートガバナンス
  - (a) マイクロタカフル外部利害関係者の利益、役割および責任
  - (b) マイクロタカフル内部利害関係者の利益、役割および責任
  - (c) IAIS の保険コアプリンシプルの適用
- II. 金融・健全性規制
  - (a) シャリーア遵守要件
  - (b) ファンドの分離に関する要件
  - (c) 剰余金の分配
  - (d) ソルベンシーおよび資本充実枠組
  - (e) リスク管理枠組
  - (f) 投資枠組
  - (g) 引受要件
  - (h) IAIS の保険コアプリンシプルの適用
- III. 透明性、報告および市場行為
  - (a) 顧客教育と認知
  - (b) 消費者保護
  - (c) 消費者の拠り所および苦情
  - (d) RSA への報告
  - (e) IAIS の保険コアプリンシプルの適用
- IV. 監督上のレビュープロセス
  - (a) 免許付与要件
  - (b) IAIS の保険コアプリンシプルの適用

D. 将来の作業のための提案

E. 定義

参考文献

## 略語

AAOIFI	イスラム金融機関向けの会計監査機構
BOD	取締役会
IAIS	保険監督者国際機構
ICP	保険コアプリンシプル
IFSB	イスラム金融サービス委員会
ILO	国際労働機関
JWG	共同作業部会
MBA	共済組合
MFI	マイクロ金融機関
JWG	共同作業部会
MP	マイクロタカフル提供者
MRF	マイクロタカフル・リスクファンド
NGO	非政府組織
PRF	加入者のリスクファンド
RSA	規制・監督当局
RTO	再タカフル・オペレーター
SB	シャリーア委員会
SHF	株主ファンド
TC	技術委員会
TO	タカフル・オペレーター
TU	タカフル事業者

## A. 研究報告書の導入

### I. IFSB と IAIS の共同作業の背景

1. 2005年1月10-11日にヨルダンで開催されたタカフルの規制に関するセミナー発足会で、IFSBは、さまざまな提言を採用した。そのうちの1つは、IFSBが、「全体として、消費者の利益と金融システムの健全性と安定性を保護することになるタカフルの健全性と監督の基準を公表することにより、保険監督者国際機構(IAIS)に対して積極的且つ補完的な役割」を果たすというものであった(IFSB&IAIS、2006年)。
2. これに従い、IFSBとIAISは2005年に共同作業部会(JWG)を設立し、タカフル・セクターにおける既存IAISコアプリンシプル(ICP)の適用性、および、IFSBによって開発されるタカフルに関する規制・監督基準についての討議報告書を作成した。2006年8月に公表されたJWGの報告書のタイトルは「タカフル(イスラム金融)の規制・監督における問題」であった。この報告書により、タカフルの背景、およびタカフル業界に対するICPの適用についての分析が提供された。
3. この報告書では、タカフル業界内の規制・監督問題に対処すべく、大きく4つのテーマが示された。
  - (a) コーポレートガバナンス
  - (b) 金融・健全性規制
  - (c) 透明性、報告および市場行動
  - (d) 監督上のレビューのプロセス
4. これらのテーマに基づき、IFSBは、その後数年をかけ、以下の基準とガイドラインを策定した：
  - (a) IFSB-8: タカフル(イスラム保険)事業のガバナンスに関する指針(2009年12月)
  - (b) IFSB-11: タカフル(イスラム保険)事業のソルベンシー要件に関する基準(2010年12月)
  - (c) GN-5: タカフルおよび再タカフル事業に関する外部信用評価機関(ECAI)による格付け評価についてのガイダンスノート(2011年3月)
  - (d) IFSB-14: タカフル(イスラム保険)事業のリスク管理に関する基準(2013年12月)
5. 2013年7月、IFSBは、フィリピンのマニラで開催されたIAIS金融包摂小委員会(FISC)会議に参加した<sup>1</sup>。この会議開催中に、2006年の最初の討議報告書と同様に、IAISとIFSBの間で実施されるべき第2の共同イニシアチブに向けた提案がなされた。これを受けて、両組織は、マイクロタカフル・セクターに広がる規制問題および金融包摂を高める際のその役割に焦点をあてる報告書を作成することで合意した。また、JWG(両組織のメンバーで構成される)がこのプロジェクトに従事することにも合意した。

<sup>1</sup> IAISは2006年以降、IAIS-マイクロ保険ネットワーク共同作業部会と保険へのアクセスに関するイニシアチブを通じた「アクセスアジェンダ」の作成に取り組んできた。その後マイクロ保険に関する以下の3つの文書が作成された:(a) マイクロ保険の規制と監督における問題点(2007年6月)、(b) 保険市場へのアクセス拡大における、相互会社、共済、その他地域社会組織(MCCO)の規制と監督に関する論点書(2010年10月)、(c) 包括的保険市場を支援する規制および監督に関する適用文書(2012年10月)。

6. マイクロタカフル機関の役割を向上させ強化することに関してタカフル・セクターの規制・監督当局(RSA)が直面する問題を認識しつつ、IFSBの技術委員会(TC)は、スイスのバーゼルで開かれた第32回会議で、この分野における研究報告書の作成を承認するようIFSBに提案した。その結果、IFSB協議会は、2014年3月にブルネイで開かれた第24回会議で、IFSBの2014年業務計画の一部となるマイクロタカフルに関する研究報告書の作成を承認した。

## II. 本文書の目的<sup>2</sup>

7. マイクロタカフル・セクターのオペレーションとそれに関連する規制の問題に関する調査が今のところ存在しないという事実を踏まえ、共同イニシアチブの目的は以下のとおりとする：
- (a) マイクロタカフル商品の提供に用いられる現行の商習慣およびマイクロタカフル商取引によって生じる課題と潜在的問題を特定する
  - (b) さまざまな管轄区域のマイクロタカフル・セクターの現行規制枠組を再調査するとともに、枠組を強化し、延いてはタカフル・セクターを通じて金融包摂を高めるイニシアチブを提案する
  - (c) マイクロタカフル・セクターの全体的発展と成長が可能な環境を実現するためのガイダンスをRSAに提供する

## B. マイクロタカフルについて

8. 2010年に実施された調査では、インドネシア(2億700万人)、パキスタン(1億6,000万人)、インド(1億5,100万人)、バングラデシュ(1億3,200万人)などムスリム人口が多い国は、世界銀行により低中所得および低所得国に分類されてきているが、これらの国では、シャリーア原則と保険原則の矛盾が原因で、保険普及率が低いことが示された(Eribeck, 2010年)。
9. マイクロタカフルは、低所得者層向けのタカフルとして業界では広く知られている。一般的なタカフル用語では、低所得層とは、いかなるタカフル・オペレーター(TO)のいかなるタカフル・プランにも実際的に適格性がなく、加入の勧誘がおこなわれない人口層を意味する。この層の不適格性は、医療履歴、危険な職業、不安定な収入、被保険利益、および排他的金融支援の健全性規制の範囲内にあるその他のさまざまな考慮事項に関する理由により、タカフル規制に定められる基本的金融要件および引受要件を満たすことができないことに起因する。重要な原因としては、私生活と職業におけるリスクを管理する保険の有用性の認識と理解が不足していることと相まって、この特定層の顧客のニーズに合う適切な保険商品が利用できないことがあげられる。もう一つの要因としては、TOに、この市場に到達するために必要な投資を行う専門知識および意欲がないことがあげられる。
10. 金融業界の焦点が包括的金融支援に移行する中で、金融システムの中にこれら低所得人口を受け入れ、高所得人口と同じように優遇されるようにするための大きなイニシアチブが世界規模で始められた。業界は、銀行、保険／タカフル会社が提供するさまざまな商品とプラン、ならびにこれらの金融機関が提供するその他のあらゆるファシリティへの加入が、この低所得層に可能になるようにする必要性を感じている。この社会階層の状況によって、彼らは金融的

---

<sup>2</sup> 本文書は、IFSBの命名方式では研究報告書にあたり、IAISの命名方式では論点書にあたる。

損失に対してより脆弱になっているので、ある種の金融的保護の必要性は大きい。従ってマイクロ保険／マイクロタカフルは、彼らを金融的損失から守り、貧困のサイクルからの脱却を支援する重要なツールである。

11. タカフル業界の観点から言うと、より多くのTOが各国政府の金融包摂のアジェンダに則り、低所得層を受け入れる方向に移行している。例えば、2014年には、マレーシア政府の「1マレーシア・ピープルズエイド」(「BR1M」)即ち1マレーシア国民救済プログラムに基づく低所得者の金融負担の削減を助けるイニシアチブが開始された<sup>3</sup>。このイニシアチブによって、マレーシアで営業をおこなうすべてのTOが一斉に、月の世帯収入が1,119米ドル未満の者を対象とするi-BR1Mスキームを提供するようになった(タカフルInhlas、2014年)<sup>4</sup>。
12. この低所得加入者グループを分類するために「マイクロタカフル」のさまざまな定義が用いられた。例えば、管轄区域によっては、彼らを最低年間所得に基づいて分類、商品特徴に基づく分類、潜在的加入者の所在地に基づく分類、流通チャネルに基づく分類を行う場合があるかもしれない。
13. マイクロタカフル商品が低所得者に重点を置く管轄区域がある一方で、低所得のムスリムのみを対象としている管轄区域もある。ある研究報告書には、「マイクロタカフルは、ムスリムの国々における貧しい人々のために開発されたコンセプトである」(Gor、2013)との引用がある。アフリカでは、マイクロタカフルは、アフリカタカフル保険(Takāful Insurance of Africa)によって、優遇されないブルーカラーの人々に、シャリーアに基づく保護を手頃な費用で提供するためのメカニズム(アフリカタカフル保険、2012年)として定義されている。他にも多くの学術論文において引用される他のマイクロタカフルの定義もあるが、いずれにせよ、目的は同じで、通常的环境では除外されるだろう特定の人口層を受け入れることである。
14. 本文書では、相互扶助という概念に根ざす基本原則を考慮して、IFSB-8(IFSB、2009年)に規定されるとおりタカフルの定義に矛盾しないようマイクロタカフルを定義するものとする。

「マイクロタカフルは、マイクロ保険のイスラム版であり<sup>5</sup>、ファミリー型とジェネラル型の両方が存在する。これは共同保証イニシアチブであり、加入者グループは、タバッル(Tabarru') (寄付金)、TaÑawun (相互扶助)およびリバー(Ribā) (利子)の禁止という基本原則に基づき、特定のリスクから生じる損失を互いに共同で支援し合うことに、自らの間で合意する。マイクロタカフルは、一般的に、タカフル／保険の規制・監督当局または何れかの管轄区域の国内法の

<sup>3</sup> IAISによると、リスクに基づく保険料によらず、保険およびリスクの原則に基づき積み立てられた資金から支払われないことから(IAIS、2012年)、マイクロ保険には、政府による社会福祉を含まない。しかしながら、前述の制度は、その資金がマレーシア政府から寄付されているものの、通常の引受査定プロセスを経ることから、政府による社会福祉の分類にはあたらない。さらに、ミュンヘン再保険財団によりまとめられた「アジアオセアニア地域におけるマイクロ保険の様相2013」では、本制度は、その保険料の全体または大部分が政府から補助された上で保険会社によって引き受けられていることから、社会的マイクロ保険と記述されている。

<sup>4</sup> i-BR1Mは、BR1M被援助者カテゴリーの世帯／家族に保護を提供する満期1年のタカフル・プランである。i-BR1Mの目的は、被援助者や被援助者の家族が万一死亡した(事故および事故以外)または事故によって永久全身障害を負った場合に、その負担を軽減することである。i-BR1Mの保険料はマレーシア政府がすべて負担する。さらにi-BR1Mは、タカフル・オペレーター組合によって運営される。

<sup>5</sup> IAISは、「マイクロ保険」の定義を、多様な組織によって提供される提供されるが、一般的に受け入れられる保険商習慣(ICPを含む)に従って運営される低所得者向けの保険と定義した(IAIS、2012年)。IAISはまた、「包括的保険」という言葉を、除外されたまたはサービスが不十分な保険市場向けの全保険商品に対して使用している。実際には、「マイクロ保険」とほとんど同じ意味で使われることが多い。マイクロ保険という言葉が本文書で使用される場合、包括的保険を意味すると考えられる。

下において法的資格を有するその他の規制・監督当局によって規制・監督されるさまざまな組織によって、優遇されない低所得人口層(通常は、一般的なタカフルの諸条件からは除外される)に提供される。」

15. マイクロタカフルの発展性を考慮し、その定義は、マイクロタカフル産業が成長し成熟するのに伴い、定期的に妥当性の見直しが行われるものとする。
16. 金融システムの包括性(inclusivity)と排他性(exclusivity)に基づいてマイクロタカフルとタカフルの区別がなされているものの、概念的にはマイクロタカフルとタカフルの間には差がないということは、繰り返し述べる価値がある。マイクロタカフルは、タカフルのサブセットである。これは、マイクロ保険<sup>6</sup>は、リバー(利子)、マイシール(Maysir)(賭博)およびガラル(Gharar)(不確実性)の要素を禁ずる<sup>7</sup>シャリーアの基本原則に適合しないという前提の下で存在する。しかしながら、タカフル商品の排他的性格が原因で、金融業界の包括的金融を促進する中で新たな発展にもかかわらず、マイクロタカフルの具体的な規制は、規制・監督当局の注意をあまり引きつけなかった。これは、単に、包括性の成長を抑えることのない効果的な健全性規制に利用できる経験または経験的データがほとんどないという事実によるものであるかもしれない。
17. 本文書のセクション B.I.–B.III.の目的は、(i)業界で現在使用されているマイクロタカフルのタイプ、(ii)タカフルとマイクロタカフルを区別する主な要素ならびに(iii)マイクロタカフルとマイクロ保険の違いに関する基本的背景情報を提供することである。セクション B.IV.psl では、本文書のために IFSB と IAIS の両者によって行われた調査の結果を紹介する。
18. セクション C は、規制の観点からタカフル/保険産業で見られるさまざまなマイクロタカフル(そして状況によってはマイクロ保険)の問題と課題を導き出す。このセクションは、マイクロタカフルの規制に関する問題を、(i) コーポレートガバナンス、(ii) 金融・健全性規制、(iii) 透明性、報告および市場行動(iv) 監督上のレビューのプロセスの4つに分割する。さらに、マイクロタカフルの規制に成功する或いは失敗することが証明されたさまざまなアプローチをよく理解するために、必要に応じて、マイクロタカフル/マイクロ保険の規制を開始したいいくつかのRSA が直面した実践的事例が提供される。

## I. マイクロタカフルのモデル/タイプ

19. 本文書作成の適正手続きに続いて、JWG は、マイクロタカフル商品の開発に使用されるさまざまなモデルを理解するための調査<sup>8</sup>を行った。一般的に 2 つのモデル、即ちワカラ(Wakalah)と協同組合が、調査回答者に広く使用されているが、本文書では、調査で回答のなかった特定の管轄区域で使用されることが知られているその他のさまざまなマイクロタカフル

<sup>6</sup> IAIS は、2007 年 6 月に、「マイクロ保険の規制と監督における問題」を公表した。この中には、マイクロ保険の定義およびセクターの規制の問題と課題が含まれている。

<sup>7</sup> IFSB-8: タカフル(イスラム保険)事業のガバナンスに関する指針は、タカフルの概念がタバッル誓約、TaÑawun およびリバー(利子)の禁止によって意義深く定義されていると述べる。

<sup>8</sup> 2 組の調査アンケート(A 組は市場関係者用、B 組は監督当局用)が 2014 年 7 月 10 日から 2014 年 8 月 15 日までを回答期間として IFSB および IAIS 加盟国に送付された。全部で 25 の機関から回答があり、そのうち 10 機関が、それぞれの管轄区域にマイクロタカフルがないことを理由に不参加の意思を示した。参加した残りの 15 の回答者のうち、6 つが規制当局と 9 つがマイクロタカフル提供者であった。参加率が低いことは、マイクロタカフルが、IFSB および IAIS 加盟国の管轄区域の多くにおいて、従来型のマイクロ保険に比べ、まだ一般的でないことが原因であると考えられる。

ル・モデルも扱う。<sup>9</sup>

#### (a) ワカラ(Wakālah)モデル

20. ワカラ・モデルの下では、マイクロタカフル提供者(MP)と加入者は、リスク管理および拠出金の投資の管理を行うために、MP が加入者を代表して WakīlWakīl(代理人)として厳格に行動する本人－代理人関係を形成する。MP が WakīlWakīl として提供したサービスの見返りとして、MP はワカラ料と呼ばれる管理料金を受け取る。これは通常、支払われた拠出金の 1% である。ワカラ料は、事前に合意されなければならない、マイクロタカフル契約書に明記されなければならない。MP にとっては、ワカラ料は、(i) 管理費用および(ii) MP に対する運用利益のマージンを合わせた金額が補償されることを目的とする。この点において、MP は、受け取るワカラ料が、負担した管理費用よりも多ければ利益を得ることになる。これは、マイクロタカフル・リスクファンド(MRF)が負うリスク、或いは投資の利益または剰余金或いは不足額の何れかを直接共有するものではない。
21. さらに、ワカラ・モデルでは、MP が Wakīl として業績関連費の形で報酬の一部を受け取ることが認められる可能性がある。業績関連費は、マイクロタカフル契約書で合意されるとおり、一般的には MRF の引受利益に関連する。MRF で生じる引受利益は、あらゆる業績関連要素を含むワカラ料を支払い、投資収益を口座に入れた後は、集散的に加入者に帰属する。

#### (b) ワカラムダーラバ(Wakālah-Muḍārabah)モデル

22. ワカラムダーラバ・モデルでは、一般的に行われているとおり、MP は加入者に対して Wakīl およびムダーリブ(Muḍārib)(請負人)として行動する: 一般的には Wakīl として MRF の引受活動を管理し、Muḍārib として投資活動を管理する。但し、これらの活動に関する正確な関係および報酬の基本は、マイクロタカフル契約書に規定されることとなる。MP は通常は支払われた拠出金の 1% であるワカラ料を受け取るとともに、(契約によって認められている場合)引受利益に基づく業績費を受け取ることができる。さらに、MP は、事前に決定された比率の投資利益の分配によって報酬を得る。
23. モデルのムダーラバ要素をマイクロタカフル業務の引受利益も対象とするまで拡大することを認める RSA もある<sup>10</sup>。
24. ワカラ・モデルと同じく、MP への利益分配を含む全ての契約上の債務を支払った後の MRF の剰余金は、集散的に加入者に帰属する。

#### (c) ワカラ・ワクフ(Wakālah-Waqf)モデル

---

<sup>9</sup> 共済モデルは、フィリピンにおいてマイクロ保険商品に用いられてきている。通常、共済モデルは、マクロ保険事業者による営利事業ではない。本モデルにおいては、マイクロ保険事業者の契約者でもある株主が共済基金を設立する。共済モデルにおける契約者は、契約の承認と同時に自動的に共済基金の所有者となる。契約者は、集散的に共済基金に拠出を行い、契約者からの請求への払い出しに用いられる。共同組合モデルと同様に、すべての管理費用と取得原価は共済基金から支払われる。契約者は、取締役の任命権限を有するマイクロ保険事業者の総代会を構成する。また、契約者は、剰余金の分配または剰余金を分配しない場合には将来の拠出額の削減を受け取ることができる。

<sup>10</sup> 業績費は認められると考える学者もいるが、多くの学者が引受剰余金は利益ではないということを根拠に、MP がムダーラバ契約の下で引受剰余金の数パーセントを取ることに反対している。いずれにせよ、我々の調査では、純粋なムダーラバモデルを使用していると主張した回答者はいなかった。

25. ワカラ・ワクフモデルの下では、MP の株主は、そして潜在的にマイクロタカフル加入者も、ワクフMRF の設立に創業資金を寄付する。MP は、ワクフMRF の Waqif(受託者)として行動することに加え、引受活動を管理する *Wak'el* の役目を負う。ワカラ料は、事前に合意されなければならない、マイクロタカフル契約書に明記されなければならない。
26. MRF に支払われる利益分配を含む全ての契約上の債務を支払った後の MRF の剰余金は、ワクフファンドに帰属する。

**(d) 協同組合モデル**

27. 協同組合モデルでは、MP の株主と加入者は、協同組合 MRF を設立する。すべての管理費用と取得原価は協同組合 MRF から支払われる。しかしながら、サウジおよびスーダンの協同組合モデルには違いが見られる。サウジモデルの場合、MP は、そのタカフル・スキームにワカラ契約を適用する。従って、自身にワカラ料を受け取る権利がある。また、共同組合 MRF から引受剰余金の分配も受ける。対照的に、スーダンモデルの場合、MP と加入者間の剰余金分配は認められておらず、すべての剰余金は加入者に属する。さらに、スーダンモデルは、そのタカフル・オペレーションに *ムダーラ* 契約を適用する。従って、*ムダーリブ* であることを理由に、事前に定められた投資収入の分配によって報酬を得る。その他にこのモデルで重要な特徴は、加入者が BOD の中で自身の代表を任命するという点である。

## II. タカフルとマイクロタカフルの違い

28. タカフルとマイクロタカフルの概念的同一性はパラグラフ 14 から 16 で説明されている。以下では、マイクロタカフルの規制に向けたタカフル業界の現在の規制枠組を変える必要性を議論する前に、これらの違いを説明するものとする。

**(a) マイクロタカフル 提供者のタイプ**

29. タカフルは、高度に規制された金融環境に存在する。この環境では、TO は、産業へのタカフル商品の提供を行うことが認められる前に、免許を取得するよう要求される。満たされるべき主要件の中には、オペレーションモデルが(i)シャリーアを遵守していること、(ii)最低資本要件を満たしていること、(iii)すべての主要投資者の利益に対処するガバナンス枠組を構築すること、(iv)常にシャリーアの遵守を確認するためのシャリーア・ガバナンス枠組を構築すること、並びに、(v)TO によって監督と管理がおこなわれるファンド即ち株主ファンド(SHF)と加入者のリスクファンド(PRF)の健全性管理のための投資・リスク管理枠組を構築すること、などがある<sup>11</sup>。TO が営利目的であり、さまざまな TO 間の競争は厳しいので、これら TO に対して現在規制をおこなっていることは適切である。RSA は、タカフル加入者の利益を保護するために健全性や市場行為を監督する責任があるので、TO が生む利益はタカフル加入者を犠牲にしては達成されないと考える可能性がある。

<sup>11</sup> 「IFSB-8: タカフル(イスラム保険)事業のガバナンスに関する指針」は、TO のガバナンス枠組を構築する参考として、6 つの指針を提言している。「IFSB-11: タカフル(イスラム保険)事業のソルベンシー要件の基準」は、TO のソルベンシー構造を構築する際に従うべき 7 つの重要な特徴を挙げている。「IFSB-14: タカフル(イスラム保険)事業のリスク管理に関する基準」は、TO のリスク管理枠組みの構築における重要な要素を挙げている。

30. 一方、マイクロタカフルは、多くの管轄区域で今のところまだ厳しい規制がされていない環境にある。世界的規模の金融システムが金融包摂に扉を開いているなかで、さまざまな管轄区域のRSAが、MPの規制となると、依然としてはっきりしない。このはっきりしないアプローチによって、加入者にマイクロタカフル商品を提供するためにタカフル/保険RSAから免許が付与される可能性があるMP、或いは可能性がないMPが存在することになった。したがってこれらのMPのいくつかは、通常のTOの規制・監督要件を満たしていない可能性がある。加入者にマイクロタカフル商品を提供するMPには3つのタイプがあることが確認された。

- (i) 1つ目のタイプのMPは、TO自身である。これらは、自身の管轄区域のタカフル/保険RSAによって規制される公式機関である。タカフル規制によって統治されるので、これらの免許取得TOは、特に低所得人口を対象とした商品を生み出す。これらの商品の中には通常のタカフル商品と同じガイドラインに従うものもあれば、そうでないものもあるかもしれないが、いずれにせよ、これらは、RSAが求める比例的アプローチを用いた綿密な商品開発プロセスを通過する<sup>12</sup>。自らの商品に「低所得向けの商品」或いはマイクロタカフル商品としての具体的な名称をつけないTOもあるが、わずか3米ドルの年間拠出金のプランの農村人口層への提供が開始されたときに、このイニシアチブをはじめたTOもある<sup>13</sup>。以来、業界内の多くのTOが、シンプルで容易に理解できる商品を生み出すことで引受要件を修正しながら、低所得人口にマイクロタカフル商品を提供するという難題に取り組んできた。これらの商品は、この人口層内でシャリーアのMaqasid<sup>14</sup>を守るという意識をもって開発された(VejzagicとSmolo、2015年)。

**例:**バングラデシュのPrime Islami Life Insurance Ltdは、2001年からバングラデシュの貧困層向けにいくつかの商品(月次少額貯蓄型保険、Prime Islami積立年金スキーム、Kalyan-Bima2回払い積立年金スキーム)を売り出した。これらの商品は、農業および工場労働者、小業者および主婦、並びに自営業者向けに生み出された。これらは、大きな年間拠出金を支払うことはできないが、月に2米ドルの拠出金であれば支払うことができる人々のグループである(ICMIFタカフル、2014年)。

- (ii) 2つ目のタイプのMPは、自身の管轄区域において、タカフル/保険法ではない法律の下で、タカフル/保険のRSAではない公的組織によって規制される機関からなる。これらは、利益を生み出してもよい或いは生み出してはならない公式機関である。これらの主な収入源は、タカフル/保険活動ではない。免許が付与される場合も付与されない場合もあるが、いずれにせよ規制されている。これらの機関は、ザカート(Zakat)収集者、サダカ(Sadaqah)収集者、および主な存在理由が低所得層および貧困層を養うことであるその他のタイプの慈善金によって運営される機関または組合にまで及ぶ。これらのMPは、TOと協同してマイクロタカフル商品を考え出す政府機関である場合もあるし、低所得人口に融資を提供するマイクロ金融機関(MFI)である場合もある。そして、マイクロタカフル商品は、これらMFIが提供する融資も対

<sup>12</sup> IAISの包括的保険市場を支援する規制と監督に関するアプリケーションペーパー(2012年10月)に、包括的金融支援に使用されるべき比例的アプローチのガイダンスが示されている。比例原則は、2つの方向に働く:(1)低リスク活動の場合、よりシンプルで、より負担の少ないガイドラインが用いられ、(2)より複雑でよりリスクの高い活動の場合、より洗練された方法と技術が用いられる。

<sup>13</sup> Syarikat タカフル・マレーシアは、1984年の創業以来、貧困層に安価な葬儀費用グループプランを提供してきた。同じくマレーシアにあるEtiqua タカフル Bhd が、1993年に創業したときも、このイニシアチブに倣った。これらの商品は農村人口層も利用することができる。1998年から、スリランカ Amana タカフルは、スリランカの家内工業と自営業者に、小企業経営者を重視する補償を提供している。

<sup>14</sup> シャリーアのMaqasidとは、シャリーアの目的を意味する。イスラム法学の下では、シャリーアには人間の利益を保護するための主目的が5つある:(i) Al-Din(宗教)の保護、(ii) Al-Nafs(生命)の保護、(iii) Nasi(親族と家族)の保護、(iv) Al-'Aqi(知性或いは精神)の保護、(v) Al-Mal(財産)の保護

象となるように 1 つにまとめられた副産物に過ぎない<sup>15</sup>。これらの公的組織に由来する商品は、通常、金融包摂を促進する州または国のイニシアチブによって運営される。この 2 つめのタイプの MP の拠出金は、加入者自身、ザカートまたはサダカファンド、寄付金からのものであり、場合によっては低所得人口層向けにマイクロタカフル保護を提供するために国家予算から捻出されることもある。これらの活動を統治する規制は、TO の RSA によって課される規制ほど厳しくはない可能性がある。

**例:**政府主導型イニシアチブの例としては、マレーシア農業経営者福祉連合会(非政府団体(NGO))と一緒に着手したマイクロタカフル・スキームが挙げられる。2007 年にタカフル Ikhlas によって開発された商品はマレーシア政府が出資し、拠出金は毎年 6.00 米ドルである。これは 100,000 人の加入者を対象とし、140 米ドルの死亡給付金を即座に提供する(Mokhtar, Sulaiman、および Ismail、2012 年)。

- (iii) 3 つ目のタイプの MP は、未登録および未規制機関である。これらは、タカフル/保険法の RSA によって規制されない非公式組織、或いはタカフル/保険法ではない法律に基づくその他のあらゆる公式組織である。これらの MP は、自身のメンバーにマイクロタカフル補償を提供するために作られた非公式団体または地域組織であることもある。これらには、葬儀費用給付金、または単なる死亡給付金或いは永久全身障害給付金などの給付金を保証するものがある。これらの MP の加入者は、いかなる種類の法的環境下でも保護されない。

**例:**マレーシアでは、農村地域では特に、村の住民から年間わずか 1.40 米ドルの拠出を集め、地域社会の住民が葬儀費用ファンドを設立することがよくある。こうしたグループは、拠出金が善意に基づいて支払われ、村のモスクが任命した収集者によって集められる未登録団体である。

## (b) 加入者のタイプ

31. タカフル加入者は、定期的な所得がある人々である。ほとんどの場合、これらの人々は平均以上の所得者である。さまざまな管轄区域で「基本インフラ」はさまざまに定義されるかもしれないが、ほとんどのタカフル加入者は、道路、市場、水道、電気などの基本インフラが整備されたエリアで生活する。彼らの社会経済学的状況であれば、タカフル業界が提供する一般的な金融商品を容易に入手できる。同様に、タカフル加入者は、金融機関が提供するさまざまな金融商品に触れる機会が多く、従って、情報の非対称性は彼らにとってそれほど問題とならない。彼らはまた、TO の仲介人がアクセスしやすいこれらのエリアで TO がおこなうさまざまなキャンペーンを通じて、タカフル商品の重要性を非常によく理解している。

32. 一方、マイクロタカフル加入者は、めぐまれない者または低所得者である。多くのマイクロタカフル加入者は基本的設備の恩恵を受けていない。彼らは、ただ、基本インフラの整備されていない生活エリアで金融機関が行うキャンペーンがないという理由で、金融商品に触れる機会が少ないだけである。開発されていないために一般的なコミュニケーション手段と交通手段がないエリアに住んでいるということも含め彼らの社会経済的条件では、彼らは一般的な金融条件に基づく金融サービスを利用することはできない。一般的なタカフル条件では、マイクロタカフル加入者は共通して、金融および引受要件に満たないグループである。何故なら彼らは、TO が定めるような基本的健康および財務的規準を満たすことができない。マイクロタカフルの顧客のプロフィールは、ほとんどの場合、マイクロ金融加入者のプロフィールと一致することが

<sup>15</sup> スリランカでは、MP に対する免許付与要件がないため、この習慣が広がっている。

確認された。しかしながら、マイクロタカフル加入者の場合は、必ずしも融資を必要としないが、低所得で保険引受可能リスクを抱える人々まで含まれる可能性がある。

33. **例:** Amana タカフル保険<sup>16</sup>は、ムスリム・エイド・スリランカと協同で、マイクロ保険 Navodaya (Navodaya は「新時代の幕開け」を意味する) という名のスキームを通じてスリランカでイスラムマイクロ保険を実行している。対象グループの中には衣類製造会社もあり、低所得であるとしてひとくりに分類され月 0.22 米ドルしか払うことが出来ない工場従事者にもマイクロタカフルを普及させている。Amana タカフル保険は、茶園の労働者も対象とする。

### (c) 商品特徴と拠出金

34. タカフル商品には、全体的に、シンプルなものから複雑なものまでさまざまな種類の商品特徴がある。シンプルなお品特徴は、プランに加入する前に加入者側が知っておくべき知識と説明が最低限の商品である。シンプルなお品特徴の 2 つの例としては、死亡給付金と永久全身障害給付金がある。この場合、MP は、加入者に商品を理解してもらうために広範囲で総合的な説明をおこなう必要はない。除外される可能性は最小限なので、加入の諸条件も簡単に理解できる。一方、複雑なお品特徴には、加入者側が前もって知っておくべき特定の知識と MP 側の詳細な説明が必要である。入院・手術プランが良い例である。加入者は、プランの対象となる入院および外科手術のタイプ、およびプランの下で請求できる限度額を理解できる必要がある。これには MP 側の時間と努力が必要である。特に、このような商品特徴に付随する期間、条件および除外を理解してもらう際には、加入者にもっとよく理解してもらうため、必要に応じて説明を繰り返し行なわなければならない。タカフル 加入者は、通常、一般的なコミュニケーション手段と交通手段を通じてタカフル 仲介人に容易に連絡できるので、洗練された商品を手入することができる。商品特徴にこのような違いがある中で、これらの商品に必要な拠出金は、そのシンプルさ或いは複雑さを反映することとなるが、これらの商品を購入する余裕がある人々にとっては経済的制約を課すものではない。

35. 一方、マイクロタカフル商品は実際のところ、タカフル商品に比べ、比較的シンプルで理解しやすい。そのシンプルさは、通常のコミュニケーション手段および交通手段では MP がアクセスし難い可能性があるエリアに住む加入者に連絡する際に役に立つ。シンプルさは、妥当な拠出金でこのような補償を得るように、加入者の経済的能力を踏まえて商品設計をおこなう際の重要考慮事項でもある。シンプルなお品特徴が、成功するマイクロタカフル・イニシアチブの重要なオペレーション要件であるシンプルなお品請求手続きと照合につながるということにも触れておく価値がある。さらに、シンプルであることは、新たにマイクロタカフル制度に加わる加入者の満足度向上につながり、マイクロタカフル業界の発展につながる。

36. **例:** 2006 年に Takmin (*Takāful Mikro Indonesia*) によってクレジットマイクロタカフル・プランが導入された。これはタカフル・インドネシア (*Takāful Indonesia*) と NGO 団体 Peramu の共同パートナーシップである。本プランは、加入者の未返済債務を保障する。死亡または高度障害の際は、未返済債務は、タカフル・インドネシアによって弁済される。Takmin は、ジャワで MFI と同様の活動をおこなう協力機関と協同して、事業を開始するまたは現行の事業の拡大を援助するための融資を提供する。これらの MFI は、貧しい家庭の女性のためにグラミン (*Grameen*) 型のマイクロ金融を提供する。ここでは、25 人から 30 人の女性がカルド (*Qard*) に基づき提供される融資で相互扶助をおこなう (*Mokhtar, Sulaiman, および Ismail, 2012 年*)。

<sup>16</sup> <https://www.takaful.lk/>

#### (d) 流通チャネル

37. タカフル商品は、複雑で費用のかかる流通チャネルを持つことで知られる。シンプルなものから洗練されたものにまで及ぶ商品範囲を考慮し、TO はさまざまなカテゴリーの加入者の要件に見合うさまざまなチャネルを必要とする。もっとも一般的なものは、個人代理店、企業代理店、銀行窓販およびブローカーである。これらの流通チャネルは、何層もの代行・委託手数料の構造に基づき存続する。従ってタカフル商品の価格は、商品を加入者に流通させるために使用される流通チャネルのタイプによって決まる。流通チャネルが複雑になるほど、これらの仲介人からより良いサービスを受けることを期待する普通の加入者によって支払われる拠出金という形で、取引費用が高くなるのは明らかである。
38. 一方、マイクロタカフル商品は、単純であるが、一部の管轄区域においては、加入者の社会経済学的特性により、流通が困難である。加入者の大多数が通常のコミュニケーション手段と交通手段では連絡できないエリアに住んでいる可能性があるため、シンプルだが手頃な価格でなければならないという必要性が、流通を難しいものになっている。低コストの流通は、マイクロタカフル開発の成功に不可欠である。業界で確認された一般的な流通チャネルの中には携帯電話の使用があった。取引(Aqd の交換と拠出金の支払い)は、携帯電話クレジットの引き落としと、マイクロタカフル商品の諸条件をシンプルに示す契約書の交付を通じて行われる。マイクロタカフル加入者が頻繁に訪れる小さな食料品店や質屋を流通チャネルにすることを示唆するMPもある。MPの商品とタイアップする社会福祉イニシアチブを行う政府や組合によって流通チャネルが提供される例もある。こうしたシンプルな流通チャネルでは、手数料はわずかな代理店網で分け合われ、マイクロタカフル商品の流通のための取引費用を抑えることにつながる。同様に、特定のタイプの流通チャネルの使用においては信用が重要な役割を果たすことも示された。商品の流通が、現地のモスク、宗教的集団または労働組合を通じておこなわれる場合、加入率は比較的高くなるようである。この一例は、モスクがMPの代理店とされる場合であり、この場合にはモスクが地域のムスリム社会から月々の拠出を集金し、拠出金はMPに送金される。死亡または高度障害の際には、MPは、故人の相続人に対してモスクを通じて支払を行う。マイクロタカフル加入者に徐々に浸透しているもう1つのチャネルは、MFIのチャネルである。商品の抱き合わせにより、マイクロタカフル商品はMFIの商品に自動的に付属される。
39. **例:** Takmin (*Takāful* Micro Indonesia) は、NGO 団体 Peramu と協同し、マイクロタカフル商品を通じてインドネシアの貧困層に力を与えている。Peramu は、Baytul Maal Wat Tamwil 協同組合と密接に連動し、インドネシアのボゴールでマイクロタカフル商品を流通させている (Haryadi、2006 年)。

#### (e) 消費者教育

40. タカフルの目的と価値は、購買力の点でムスリム消費者をリードする中所得者に広く理解されている。中所得者の中での認識が非常に高い水準にあることは、タカフル産業の成長に貢献する雰囲気とそれを可能にする環境を支えることに政府が直接的に関与したことと並んで、イスラム金融の発展のおかげであると言える。これは特に、マレーシア、パキスタン、ナイジェリアなど、RSA が特にタカフル市場関係者向けにさまざまなガイドラインと枠組を公表してきた国々に当てはまる。

41. マイクロタカフルの目的と価値は、ターゲット市場そのものによって十分に理解されていないかもしれない。これは、当該市場の教育と金銭上の読み書き能力教育が低水準であることが原因である。これにより、さらなる苦しみと金銭的損失の原因となりうるリスクに気が付かなくなっている。大抵の場合、潜在的なマイクロタカフル加入者は、彼らに支払われるかどうか分からない将来の給付金のために拠出金を支払うことに価値を見出していない。マイクロタカフルの認知不足と理解不足は、マイクロタカフルの評判をさらに傷つける無責任な代理人によるマイクロタカフル商品の意図的な不適正販売にも扉を開いてしまった。いくつかの調査では、前述のターゲット市場の手の届く範囲にあるモスク、Musallas およびザカート施設が認知度向上プログラムをおこなうことができると提案された。
42. 例:Amana タカフルとムスリムエイドの協力は、スリランカの低所得層の間でマイクロタカフルとタカフルの理解を深めることに貢献した。ムスリムエイドは、財政的に恵まれない人々へのシャリーアを遵守するマイクロ金融サービスの提供を専門に扱っており、このような情報を普及するためには最適な立場である。情報の普及は、定期的な打ち合わせと認知向上プログラムを通じて行われる。これは低所得者と直接交流するため、前述の施設で、マイクロ金融の支払日と同じ日に開催された。これにより、スリランカのマイクロタカフルの需要は増加した(Lanka Business News、2010年)。

#### (f) オペレーション

43. タカフル・オペレーターのエペレーションは、大抵の場合、複雑な構造により長期にわたる。ある国では、潜在的な加入者は、タカフル・スキームに参加するために代理人を経由しなければならない。申込みが処理され、TOによって承認されるには通常2、3日かかる。請求の処理も同じくらい長いプロセスを経由する。TOは請求の処理が友好的に行われるようにしなければならないが、TOには、加入者またはその受取人からの請求を支払うために従わなければならない一連のプロセスと手続きがある。この長期にわたるプロセスは、ファンドに影響を与える可能性のある不正請求または無効な請求の支払いを防ぐ目的で設計されている。
44. マイクロタカフル・オペレーターのエペレーションは、TOのエペレーションに比べ複雑ではない。マイクロタカフル・スキームの引受手続は、シンプルであり、潜在的なマイクロタカフル加入者の手の届く範囲にある。さらに、TOと同じように、MPは、請求の処理と支払が不必要に遅れることなく適切に行われるようにしなければならない。しかしながら、MPの請求処理プロセスは、不正を適切に制御する適切なメカニズムを持つ。実際には、申込みの処理と承認および請求プロセスをNGOまたは政府機関パートナーに移管するMPもある。
45. 例:マレーシアでは、Etiqa TakafulとAngkatan Koperasi Kebangsaan Malaysia(政府機関)が、80才まで死亡と永久全身障害を補償するTabarru' Koperasiスキームを発売した。このスキームは、協同組合のメンバーしか利用することができない。また、協同組合のメンバーは、Angkatan Koperasi Kebangsaan Malaysia(Angkatan)によって監督される。このスキームの拠出金は、年間1.30米ドルから6.80米ドルの幅があり、死亡給付金は最高で5159.00米ドルである。この特別なスキームのエペレーションは、メンバーの加入する協同組合が申込や請求の管理を行うという意味でシンプルである(ICMIF、2014年)。

### III. マイクロタカフルとマイクロ保険の違い

46. マイクロタカフルとマイクロ保険の違いは、タカフルと保険の違いと同じである。IFSB-8で

説明されるとおり、タカフルでは、商品特徴と MP と加入者間の契約関係の中に、リバー、マイシールおよびガラルといったシャリーアに反する要素が存在しない。これによって、マイクロタカフル商品は、さまざまなタイプの金融機関が提供する金融サービスへの加入の宗教的意味合いを意識する人口層にとって、より魅力的なものとなっている。例えばパキスタンでは、人口の大部分がムスリムである。協同組織の考え方は許されるものであるが、この国においては、多くの者が、従来の保険メカニズムで示される原理が、彼らの信仰と信念に反すると考えている。他方で、マイクロタカフルの原理が地域社会のメンバー間の協力を促し、より人々の役に立つことは受け入れている(Khan、2013 年)。

47. IFSB-8 のパラグラフ 14 で説明されるタカフルの基本原則は、マイクロタカフルにも同じく適用できる<sup>17</sup>。

#### IV. マイクロタカフルの産業および規制実施に関する調査結果

48. マイクロタカフル・セクターをさらに理解するために、IFSB と IAIS は、2014 年第 3 四半期にマイクロタカフルに関する調査を行った。このセクションでは、調査結果から受け取った回答からなされた分析を提供するが、受け取った回答の数はマイクロタカフル業界の性格に関して、何らかの具体的な結論を下すには不十分であるかもしれないということを心に留めておかなければならない。しかしながら、これは本文書の残りの部分を作成するためのガイダンスとしては役に立つ。
49. 調査書は、マイクロタカフル商品を提供する機関を対象とすることを意図して送付された。調査書は 64 の機関/RSA に送付されたが、25 の回答者からしかフィードバックがなかった。回答率が低かった要因としては、マイクロタカフル商品を提供していないという点があった。25 の回答者のうち 10 の回答者が調査に参加しない主な理由として「提供していない」ことを挙げた。
50. 参加してくれた 15 の回答者によって提供された限られた情報を基に、調査結果によると、マイクロタカフルは、通常のタカフル商品ほど広がっていないものの、2、3 の機関では、既に、低い拠出金のシンプルな商品、最も一般的な死亡、永久全身障害およびクレジットタカフルを通じて低所得人口に補償を提供するための手段を講じていた。これら 15 の機関の多くでは、マイクロタカフル管理の基盤は十分に整っていないものの、商品と保険金支払処理手続によって加入者に容易な取引を提供できるような手段が講じられてきた。
51. 規制の観点からは、現在のところ、マイクロタカフルに対する具体的な規制環境は整っていないという調査結果が示された。MP が TO でない場合、そのオペレーション体制を監督するための明確な規制が存在しない可能性がある。MP が TO である場合、MP は、通常の TO に係る既存規制およびガイドラインに従う必要があるかもしれない。この中には、免許付与要件、仲介人の任命に関する要件、ソルベンシー要件、並びに MRF と SHF (株主ファンド) の分離が

<sup>17</sup> IFSB-8 で引用される 3 つの原則は、*Tabarru* (Tabarru) 誓約、*Ta'awun* および *Riba'a* の禁止である。(1) *Tabarru* 誓約は、タカフル・スキームの基礎となるイスラム金融取引の一種である。これは、相互扶助の義務を果たすために、資格のある受給者が提出した請求を支払うために各タカフル加入者によって寄付されたお金である。(2) *Ta'awun* または相互扶助の概念の下では加入者は特定のリスクから生じた損失を互いに補償することに合意する。タカフルは、しばしば協同組合または共済保険の一形態ととらえられるので、当初の目的は、利益を得ることではなく、*Ta'awun* の原則の下で互い助け合うことである。(3) 従来の保険ビジネスにはリバーの要素が含まれることから、タカフル・ファンドと株主ファンドの両方への投資がリバーのないタイプの投資であることが重要である。

含まれる。

52. 加入者の利益を保護するため、MP には、同様のガバナンス体制が求められる。その中における主要な組織は、BOD(取締役会)、シャリーア委員会(SB)、並びに上級管理職である。3つのRSAが、紛争が生じた場合、通常のTO用に既に整備されている同様の調整メカニズムがMPに適用されることを示唆した。
53. これらの調査結果により、この業界の現在の状況に関する一定の洞察がもたらされた一方で、この調査を実施することで得られた情報量では、MPの大半が現在行っていること或いは行っていないことは分からない。それでもなお、MPの規制が注目しなければならない全ての潜在的エリアを明らかにするための方策を示すことはできた。
54. IAISのマイクロ保険の規制と監督における問題に関する文書(2007年6月)からのパラグラフの引用であるが、「新興市場管轄区域の規制者および監督者は、高所得層、並びにマイクロ保険の焦点である低所得層にとって効果的に機能する「包括的」保険市場の創造における役割を支える経験または経験的データをほとんど持っていない。このデータ不足は、MPのRSAがマイクロタカフル・セクターを規制する際に同様の困難に遭遇する可能性があるという事実を裏付けるものである<sup>18</sup>。」(保険監督者国際機構、2007年)
55. 以下のセクションでは、(i) コーポレートガバナンス、(ii) 金融・健全性規制、(iii) 透明性、報告および市場行動、(iv) 監督上のレビューのプロセスという4つのエリアにおけるマイクロタカフルの問題と課題を明らかにすることを目的とする。

## C. マイクロタカフルの監督・規制枠組

56. 前のセクションでは、マイクロタカフルの背景を示しタカフルとの違いを概説した。このセクションでは、業界におけるマイクロタカフル行為の健全性規制から生じる問題と課題について考えていく。特定の規制問題を効果的に処理する方法の参考になるよう、このセクションでは、直面する具体的な問題に関するさまざまな管轄区域からの関連事例も取り上げる。マイクロ保険、特にマイクロ保険の規制へのICPの比例的な適用に関して、IAISがおこなってきた作業のいくつかについても具体的に触れる。これらのICPとマイクロタカフルとの関連についても取り上げる。

### I. コーポレートガバナンス

57. MPのコーポレートガバナンス構造は、あらゆる金融機関のコーポレートガバナンス構造と同じように重要である。MPには、加入者に対する経済的義務を守る責任だけでなく、同時にシャリーア原則を守る責任がある。そこで、このセクションでMPのガバナンス構造に関連する問題を取り上げる。
58. タカフルと同じように、マイクロタカフル・セクターの存続には、さまざまな利害関係者が重要な役割を果たしている。これらの利害関係者には、マイクロタカフル加入者、政府機関、RSA、シャリーア委員会(SB)、そして特に公式組織であれ非公式組織であれMPが含まれる。

<sup>18</sup> 2006年にIAISが調査を行った際の参加者はすべてIAISメンバーであり、フィードバックがあったのは35機関だけであった。

(a) マイクロタカフル外部利害関係者の利益、役割および責任

(i) 政府

59. 低所得者の福祉は、各管轄区域の政府の社会保障サービスに大きく依存する。多くの管轄区域では、社会保障は、所得が不十分またはない人々に必要最低限の生活を保障する。アメリカやイギリスなどの先進国では、社会保障制度が十分に計画されており、資格を満たした全市民が対象とされる。世界のその他地域では、保障は全ての低所得者にまでは及ばない。例えば、2億2,000万人を超える人口を抱えるインドなど、拠出社会保険の対象となっているのは労働人口のわずか17%である(国際労働機関, 2015年)。非公式経済に属する残りの人口は、地方の相互扶助の取り決めに頼っている。パキスタンでは、2種類の社会保障プログラムがある。1つは貧しいパキスタン人ムスリム市民に利益をもたらすもの、もう1つは貧しいパキスタン市民に利益をもたらすものである(アメリカ社会保障局政策室, 2006年)。インドネシアと同じく、パキスタンの社会保障プログラムも雇用されている国民のみを対象としている。家族労働および自営業の人々はこのスキームから除外される。
60. インドネシアで国際労働機関(ILO)が実施したプログラムなど、さまざまなアウトリーチプログラムを通じて、前述の国々において補償範囲を拡大する努力が行われてきた。社会保障の補償範囲を拡大するためにさまざまなイニシアチブが行われている。例えばILOは、インドネシアのために国家雇用保障プログラムを策定し、特に若者と農村地域の貧困、失業および不完全雇用といった状況の改善を支援するとともに、経済にとって生産的な資産とサービスを生み出した。(国家計画局および国際機関, 2005年)。
61. このアウトリーチプログラムは、さまざまな管轄区域の政府が、通常の交通手段では容易にアクセスすることができず、基本設備の利用が限られる農村地域の人口をいかに受け入れるかの1例である。これらの地域の低所得者は、一般的に、最もシンプルな形の金融サービスへの加入からも遠ざけられている。そうしたプログラムを通じて、政府は、高所得者層から徴収した税金と寄付を基に、集められたお金を、低所得者の基本的ニーズに備えるために使用する。
62. 公式MPの大多数が提供するマイクロタカフル商品は僅かであるという単純な事実により、多くの政府機関にとって、低所得者にマイクロタカフル補償を提供することはまだ一般的ではないものの、これら政府機関が、低所得層の中での認識を作り出す作業をおこない、死亡という出来事が万一起こった場合に家族を守るためにも基本的な保険に入っておく必要性についての教育をおこなう必要があるかもしれない。さらに、これらの政府機関が、公式MPと一緒にあって、公式MPの金融状態に悪影響を及ぼさず、同時に、低所得人口を受け入れるために金融サービスを広げることにつながるシンプルな保護スキームを考え出す必要があるかもしれない。もう1つの実行可能な選択肢は、政府が、定着している草の根団体と協力することであろう。このような協力は、その団体がそのメンバーにマイクロタカフル商品を供給する能力を構築する一助となる。
63. 産業の安定性と健全性がMPの持続可能性のカギとなる場合には特に、タカフル産業の規制におけるRSAおよびその他公的機関の規制者の役割と機能を理解することが極めて重要である。これにより、低所得者への商品提供が成功すること、そしていかなる主要利害関係者の存続にも悪影響を与えないことが保証される。

64. 政府とMPの協力がなければ、紛争が生じる可能性がある。例としては、MPがタカフル／保険法に基づく規制ソルベンシー要件を満たす必要があるTOである場合には特に、政府から提供される拠出金が、MPのソルベンシー要件を満たすのに不十分である場合に紛争が生じる可能性がある。請求は、MPのリスクファンドから支払われるので、拠出金が不十分な場合、MPの請求率が高くなる可能性がある。その結果、MPがマイクロタカフル商品の拠出金と通常のタカフル商品の拠出金をひとまとめにしている場合は特に、MPの他の加入者に影響を与える可能性がある。

## (ii) 規制・監督当局

65. TOであるMPの規制・監督当局(RSA)は、マイクロタカフル業界を規制する前に、マイクロタカフル加入者の特性を理解することに重要な役割を果たす。読み書き能力、金融安定性、近接性は、低所得人口の参加の障害となっている可能性があるためである。これを完全に理解することにより、RSAのはマイクロタカフル商品を通じてタカフルの保障範囲を低所得層にまで拡大することの支援の役割を果たしやすくなる。RSAが支援的役割を果たすエリアには以下が含まれる：

- (a) ローリスクとハイリスク両方のマイクロタカフル加入者に対する比例的規制・監督要件（コーポレートガバナンス、金融・健全性規制、市場行動、並びに監督上のレビューのプロセスを対象とする）を導入する。
- (b) マイクロタカフルの全利害関係者が交流し、それぞれの利害関係者の異なる役割と機能を理解する道を示す。利害関係者には、政府機関、慈善団体、MP、中央シャリーア諮問委員会、仲介人、潜在的加入者が含まれる。
- (c) 虚偽／詐欺の場合に、利用可能なコミュニケーション手段／拠り所をマイクロタカフル加入者に提供する。
- (d) MPによって開発された商品が実際に低所得層のニーズに対応しているかどうかを確認する。
- (e) 市場に参入するMPが、目先の利益のためではなく、長い期間をかけてタカフルの価値を実証するために存在していることを確認する。
- (f) すべての保険契約人口と非保険契約人口を対象とする別個の死亡率と羅病率の表の作成を通じて、マイクロタカフル加入者の人口統計学的特質を理解する。非保険契約人口の間ではめったに見られないかもしれないが、マイクロタカフル加入者を取り巻くリスクを理解する。これら加入者の職業的特質を理解する。並びに、加入の障害となっているものを把握し、それが、実際の障害によるものであるか、単に金融商品の誤解によるものであるかを検証する。
- (g) 仲介人についてのさまざまな監視メカニズムの概要をまとめる。この中には、質屋、小さな食料品店、携帯電話サービスプロバイダーなど、従来型ではない仲介人が含まれる可能性がある。
- (h) 公式MPの金融状態の綿密な監視を確実にし、マイクロタカフル商品の提供がMPの安定性および健全性を犠牲にして行われていないか、ハイリスクな低所得人口を受け入れるためにTOが引き受けるリスクが、長期的に見てタカフル産業に影響を与えないか、を綿密に確認する。
- (i) これらのRSAによって規制されるにせよ規制されないにせよ、MPが金融安定性に及ぼすリスクを理解するために、自らの管轄区域においてマイクロタカフル・プランを提供するさまざまなタイプのMPを特定する。

- (j) 現地の要件と順応性に適した規制を考え出す前に、マイクロ保険／マイクロタカフル向けに策定された他の管轄区域の規制を理解する<sup>19</sup>。

66. マイクロタカフル・イニシアチブが政府出資プログラムである管轄区域では、これらのRSAは、彼らが効果的に健全性の監督をすることができないプログラムに対しても責任を負うべきなのか疑問が生じる。これは、プログラムが政府によって助成金を得ている場合、または慈善基金から資金提供を受けている場合には特に、デリケートな部分である。MP 自体は、加入者に関する引受要件を完全に満たすことができない可能性もある。その場合、RSA と政府が矛盾する可能性が生じることになる。政府出資プログラムの成功を確実にするためには、政府とRSAの協力が重要である。そうすれば RSA は、スキームのまとめ役、紛争が起こった場合の仲裁者、加入者の権利を守る保護者として機能する。

### (iii) 再タカフル・オペレーター

67. RSA により規制される免許取得 MP は、再タカフル・オペレーター(RTO)が提供するサービスを利用できる。RTO が MP のマイクロタカフル商品を補償範囲とするよう要求される状況では、マイクロタカフル加入者が関係している場合に関わってくるリスクのタイプを RTO が確実に把握できるように、マイクロタカフル加入者の特質を幅広く理解することが極めて重要である。

68. TOと同じように、免許取得MPは、高い保険金、貧弱な引受業務、および不十分な拠出金が原因となるMRFのソルベンシーのリスクにさらされる。拠出金が政府によって助成される政府出資マイクロタカフル・イニシアチブに関わるMPの場合は特にリスクが高い。請求の支払いを確実にこなすのは、MPの受託者義務なので、再タカフルの取り決めがこれらのようなイニシアチブの中で適切に行われていることが不可欠である。RTOが、彼らにとっては比較的新しいリスクを引き受ける能力を持っていることが重要である。

69. MPがいかなる管轄区域のタカフルまたは保険法の下でも免許を取得していない場合には、困難な状況が生じる可能性がある。これらのMPは、再タカフル／再保険サービスを利用していない場合があり、補償範囲を拡大する能力は制限されうる。

### (iv) 被規制MP(RSA以外の公的組織の規制者によって規制される)

70. RSAによっては規制されないが、恐らくはザカート、ワクフおよびその他のタイプの慈善団体のような他の公的組織の規制者によって規制される組織が、マイクロタカフル・イニシアチブに従事することが時としてあり得る。この場合、販売される商品は、RSAが承認する必要があるような、厳しい商品開発プロセスを通過していない可能性がある。これはマイクロタカフル・スキームのさまざまな利害関係者、特にマイクロタカフル加入者に難題をもたらす可能性がある。

<sup>19</sup> 南アフリカ共和国は、2011年に、金融包摂をさらに助長する金融環境を支援するために、「南アフリカマイクロ保険規制枠組」を公表した。財務省によって開発されたこの枠組は、以下の目的を有する。(a) 低所得家庭のニーズに適した十分な価値を持つさまざまな公式保険商品の利用を拡大し、それにより金融包摂を支えること、(b) 現在のところ非公式である提供者による保険提供の正式化を容易にし、その過程で、自己資本の充実した被規制保険提供者の形成と小企業の発展を促進すること、(c) 市場への幅広い参加を促し、提供者間の競争を促進し、経済成長と雇用創造を通じて貧困緩和を支援すべく、参入の障害を押し下げること、(d) 適切な健全性および業務遂行規制、規制違反に対する処分の改善、保険およびそれに関連するリスクと利点の理解を目標とする消費者教育介入を通じて、この市場区分内での消費者保護を向上させること、(e) 効果的な監督と執行を促進し、全体として保険市場の完全性を支えること。

る。顧客保護のための具体的要件が課されない可能性があるので、加入者はマイクロタカフル仲介人による不適正販売その他の不正行為の影響を受けやすくなり、貧困緩和の努力は損なわれる。

低所得層の利益のためにタカフル商品をまねようとする組織が、加入者を犠牲にすることが無いようにするため、非タカフル関連組織の監督を担う公的組織の規制者は、重要な役割を担う。規制当局は、非タカフル関連組織によるマイクロタカフル商品の提供を認める前に、個々の法律において定める必要条件の定義を考慮した方がよい。

## (b) マイクロタカフル内部利害関係者の利益、役割および責任

### (i) タカフル・オペレーター

71. 低所得人口を受け入れるために商品提供を拡大する際には、タカフル・オペレーター(TO)は、ターゲット市場の新たな部分をさらによく理解するために包括的アプローチを取る必要があるかもしれない。これらの TO が、全ての利益関係者の利益に目を向け、ハイリスクな低所得グループにタカフル商品が提供された場合に生じる可能性があるギャップを特定することが重要である。

- 株主: マイクロタカフル・オペレーターの株主は、ハイリスク層に提供されるマイクロタカフル商品が、TO の採算性を脅かさないことを確信しなければならない。これは、マイクロタカフル商品の収支分析、総合的なストレステストおよびその他の各種テストを通じて行われうるところであり、これにより株主に対しオペレーションがしっかりしていることを示すことができる。さらに、株主は、長期的資本投資アプローチを取りつつ、正当な理由で、この市場に存在しなければならず、また期待される金融的見返りよりも社会的目標を重視する必要がある。さらに、MP がソルベンシーと安定性を保ち、同時に市場で競争力を維持する必要性を考慮して、マイクロタカフル商品の価格はそれ相応に決定される必要がある。TO は、株主が投資に対して十分な収益を得られないことがないよう、低所得人口層に商品を提供する時にさらされるリスクのタイプを完全に把握する必要がある。
- シャリーア委員会: TO は、マイクロタカフル商品の提供が、SB が定めた要件に確実に従うようにする必要がある。さらに、商品の流通に用いられる仲介人および商品が販売されるメカニズムは、TO 向けに定められた基本的なシャリーア要件に適合すべきである。この要件の中では、透明性と情報の公開が、関係者に正確な情報を伝える鍵であるとされる。また、SB は、タカフルの原則に基づいて宣伝されるとおりマイクロタカフル商品が本当に包括的で、社会的に弱い立場にある人々に到達していることを確認する役割を果たすかもしれない。
- RSA: TO は、RSA が要求するような、商品開発プロセスに関連する基本的要件、規制要件の達成、機関の金融状態の監視に厳格に従う必要がある。TO の RSA によって規制されない組織との協力は(例: MFI のような新たな提供者がマイクロタカフル商品を提供することを認めるため、スリランカは保険セクターの規制を撤廃した)、いかなるものであっても、監視されるべきであり、タカフル産業の安定性を損なうものであってはならない。

- 政府機関および慈善団体: TO と政府機関または慈善団体との間で行われる協力またはパートナーシップは、いかなる種類のものであっても、はっきりと詳しく説明されるべきであり、この TO の監督を担う RSA に知らせるべきである。
- 販売チャネル: TO は、マイクロタカフルの概念に則り、また販売チャネルが加入者および今後の加入者に対しこれを適切に説明してマイクロタカフルが伝統的な保険と全く異なる点がないと誤解することのないよう確保しなければならない。こうしたチャネルは想定市場に商品が販売されるようにする際の鍵となるので、TO は適切な報酬が約束されていることも確保する必要がある。

## (ii) 取締役会

72. 公的資金の管理人として、MP は、マイクロタカフル利害関係者の利益を保護するために、それぞれの株主によって委任された活動的で献身的な BOD によって統治される。IFSB 8 は、BOD によるガバナンス枠組の設立について、BOD がその実行を監督することを重視した。
73. BOD メンバーとして任命される前には、適切性評価を通過することが必要である。そしてこのような評価は、実務的に少なくとも年 1 回行われ、メンバーが MP オペレーションを監督する適切性を常に持っていることを確認する。適切性基準には、以下のものが含まれる(マレーシアの法律、2013 年):
- 誠実さ、個人の完全性、評判
  - 適正と能力
  - 金融の完全性
74. BOD は、これに限られるものではないが、監査委員会、指名委員会、報酬委員会、リスク管理委員会、さまざまな委員会を設立することが期待される。同様の期待が、タカフル・オペレーターのための取締役職についてのガイドラインの中でマレーシア中央銀行によって定められた規定にも示されている。さらに、IFSB 8 は、BOD が追加的な委員会、即ち、主にマイクロタカフル加入者の利益を保護することに集中するガバナンス委員会を設立することを提案した(IFSB、2009 年)。
75. BOD のもう 1 つの重要な役割は、MP のシャリーアに関する全事項についての方針と手順を承認することである。BOD は、事業のシャリーアの観点を監視するシャリーア諮問組織を設置できるべきである(IFSB、2009 年)。このような承認は、SB(シャリーア監督委員会)との協議に基づき、経営陣のみに与えられる。さらに、BOD は、業務とビジネス活動の管理における MP 上級管理職の能力の監督を続ける。また、BOD は、積立金を増やす方が有益であると考えられる場合に、剰余金分配の削減、或いは MRF 内での剰余金の保留を決定する権限を持つ(Archer、Karrim、および Nienhaus、2009 年)。BOD によってなされるこのような決定は、マイクロタカフル加入者に積極的関与とタカフルの価値のより深い理解を促すため、文書を通じてマイクロタカフル加入者へ通達することが必要であるかもしれない。
76. シャリーア・ガバナンス枠組<sup>22</sup>は、MP の BOD が、健全で強固なシャリーア・ガバナンス枠組を設立する責任を負うことを説明している。この枠組みは以下を規定する(BNM、2010 年):

<sup>22</sup> シャリーア・ガバナンス枠組は、マイクロタカフル・オペレーターを含め、マレーシア中央銀行によって統治される全てのイスラム金融機関に適用される。

- MP のオペレーションのシャリーア遵守の側面についての BOD による監督
- SB の設立
- シャリーア調査および事務、シャリーア・リスク管理、シャリーア・レビュー、シャリーア監査を含むシャリーア・ガバナンス職の設置
- 内部シャリーア・リスク管理、レビューおよび監査プロセスの構築
- 関連する利害関係者に対するシャリーア決議の公表と普及

77. 2013 年イスラム金融サービス法は、シャリーア・ガバナンスの実行を監督する責任は、シャリーア監督委員会だけでなく、BOD にもあることを強調している。さらにこれは、ビジネスの遂行、MP の業務または活動の点で、あらゆるシャリーアの問題に関連するシャリーア監督委員会のあらゆる決定を適切に考慮することを BOD に明確に要求する。「取締役会は、ビジネスの継続、機関の業務または活動に関するあらゆるシャリーアの問題についてのシャリーア委員会のあらゆる決定を適切に考慮するものとする。」さらに、タカフル・ビジネスに適用される具体的な法的条項は、加入者と株主の利益の間で紛争が起こった場合には、BOD は、加入者の利益を優先しなければならないことを言明している。「ライセンス・タカフル・オペレーター取締役会は、タカフル加入者と株主の利益の間で紛争が起こった場合には、タカフル加入者の利益を優先すること」

78. また、マレーシア中央銀行が公表した「タカフル・オペレーターのための取締役職についてのガイドライン」は、BOD メンバーの任命は、加入者、マイクロタカフル請求者、MP の顧客または債権者の利益を脅かさないと言明している。ガイドラインは、BOD のメンバーは、MP とその加入者の利益にとって有害な決定および行為につながるような、BOD の地位に就く適切性に疑問を抱かせる行為はすべきではないと強く主張する(BNM、2004 年)。

79. BOD の構成が関連するのは、MP 経営陣に適切な指示とガイダンスを与えるために常に十分な人数のメンバーが存在するようにするということである。マレーシア中央銀行は、これを少なくとも 5 名とした。マレーシア中央銀行は、8 名を超える取締役は基本的に認めていないが、2 名が独立した非業務執行取締役である場合には 10 名までの取締役を認める(BNM、2004 年)。BOD のメンバーには少なくともシャリーア監督委員会メンバーを 1 名任命することが奨励される。このような任命を行う目的は、シャリーア監督委員会と BOD の間に結び付きを作り出すためである。これは結果的に、決定と決議において BOD メンバー間にシャリーアの理解と認識を植え付けることになる。

80. スーダン協同組合モデルは、他方で、BOD の構成員のうち 1 または 2 名が加入者代表であることを求める。加入者代表は、加入者総会において加入者自身の手によって選出される。こうした要件は、加入者に対して幅広い権利を認め、他の管轄区域における MP のガバナンスに比してより強固なガバナンスを可能にする。加えて、株主は、BOD に代表者を送ることができる(Archer, Karim, および Niehausni, 2009 年)。<sup>23</sup>

81. MP が企業目標を達成し、受託者責任を果たすには BOD メンバーの資格の多様性が不可欠である。マレーシア中央銀行の「タカフル・オペレーターのための取締役職についてのガイドライン」は、BOD メンバーの少なくとも 2 名が、金融の分野で大卒レベルの資格を持つこと、或いは金融の分野で経営レベルの職業経験を少なくとも 5 つ持つことを定めている。さらに、監

<sup>23</sup> スーダン共同組織モデルは事業所有と相互保険を兼ね合わせたスーダン独自のものである。その結果、その構造は、契約者が株主を兼ねる点において伝統的な共済保険モデルとは異なる。

査委員会に出席する BOD メンバーは、会計、監査および財務報告における学位または職業経験を持っていないなければならない。マレーシア中央銀行は、BOD メンバーが法律、会計、投資管理など関連する多様な分野から任命されることを奨励する(BNM、2004年)。BODには、最終的に MP のシャリーア・ガバナンス枠組を構築する責任があるので、そのメンバーは、シャリーアおよびそのタカフルへの全体的適用を相応に理解していることが期待される。MP 経営陣には、BOD に対しシャリーアに関する必要なトレーニングプログラムおよびセミナーを提供する責任がある(BNM、2010)。

### (iii) 上級管理職

82. 純粋なコーポレートガバナンスの観点からすると<sup>24</sup>、MP 上級管理職には、MP 株主にとっての価値を生み出すよう策定された中長期戦略を遂行する責任がある。また、上級管理職は、BOD によって承認された方針の実行を担うと共に、タカフル・ビジネス活動とオペレーションに関する事項についての BOD の完全な理解を確実なものとするによって、BOD がその義務を果たすための支援を行う。MP のビジネス活動とオペレーションの円滑な運営を確実にするため、上級管理職は、MP が日々の活動を行う中で、適切な技術とシステムを活用しなければならない。また、前述したとおり、上級管理職は、BOD がタカフルにおいてまさに今起こっている問題に取り残されないように、BOD にシャリーアを含むさまざまなトレーニングを提供する必要がある(IFSB、2009年)(BNM、2004年)。

83. シャリーア・ガバナンスの観点からすると、上級管理職には、SB によっておこなわれる決議および判決の遵守と執行が期待される。SB が健全な判決と決定を考え出すためには、上級管理職が、SB に十分な情報を提供し、当座の問題を開示しなければならない。また、上級管理職は、MP におけるシャリーア・ガバナンスの実行に関与する全ての人々に、シャリーア方針と手順に関する情報が確実に行き渡るようにしなければならない。シャリーア・ガバナンスのもう1つの重要な側面は、シャリーアの不遵守の報告である。上級管理職の主要な役割として、このような出来事を BOD と SB、そして関係がある場合には MP を統治する中央銀行に、報告することがある(BNM、2010年)。

84. ナイジェリアの RSA は、上述と同じ役割を MP の上級管理職が果たすよう要求する。また、この RSA が課すところによって、上級管理職は、SB に SB の職務にふさわしい適切なレベルの報酬が与えられるようにする責任を負う(ナイジェリア全国保険委員会、2013年)<sup>25</sup>。

### (iv) 株主

85. 実際には、株主は、株主が所有する MP の円滑な運営を保証するために株主が任命した BOD によって代表される。株主は、それぞれ総会と年次報告書を通じて、懸念を表明し MP の業績を監視する機会を得る。スーダンの協同組合モデルで見られるように、BOD の推薦に基づき株主によって SB が任命される例もある(Odiemo、2009年)(Suliman、2014年)。総会は、ガバナンスと経営に関する全体方針と規則が定められる場所でもある(Suliman、2014)。このような行為は、特に、SB 任命の権限が、RSA が求めるとおり BOD に与えられ、委任され

<sup>24</sup> IFSB 14「タカフル(イスラム保険)事業者のリスク管理規準」は、リスク管理、保険数理、法務およびコンプライアンスの4つのガバナンス部門に着目する。これら4部門が果たす主要な役割には、リスクの特定および検証、プルーフな保険料設定および商品設計、ならびに諸規則の遵守の確保が含まれる。

<sup>25</sup> ナイジェリア全国保険委員会によって公表された 2013 年タカフル保険オペレーター・オペレーション・ガイドラインは、マイクロタカフル・オペレーターを含む全てのタカフル・オペレーターに適用される。

ているマレーシアのような管轄区域にある他のモデルには、適していないかもしれない(BNM、2010年)。

86. しかし、Archer、Karim、および Niehausni(2009年)によると、「いわゆる事業所有におけると同様に、タカフル事業者の発起人および所有者としての株主は、持分の形で事業用資本を拠出し、オペレーションに関して完全な支配権を持つ。株主は、ガバナンス上の全組織、具体的には取締役会(BOD)、外部監査人およびシャリーア委員会、について任命権を有する」。株主は、オペレーションに関する完全な支配権があり、加入者間の剰余金分配、ビジネス戦略、加入者によって支払われる拠出額などの事項を決定する権利がある。さらに重要なことには、損失が生じた場合にMRFにカルドを提供するのは株主の責任である。これは、MRFのソルベンシーを保ち、必要な時に請求の支払いを行うことができるようにするためである。MRFへの株主によるカルドの提供という習慣は、マレーシア、ナイジェリアのRSAに受け入れられているし、OIC イスラム法学アカデミー(OIC Fiqh Academy)でさえ認めている。しかしながら、株主がガバナンス組織を任命し、MPのオペレーションに関する全ての決定を行う最終的権限を持つという習慣は、加入者が株主でもある共済モデルにしかあてはまらないかもしれない。

#### (v) 加入者

87. マイクロタカフルの加入者は、多様な社会経済的状況により、タカフル加入者とは異なるニーズを抱える。金融サービスの利用経験がないことおよび情報へのアクセスに対する経済的限界があることにより、彼らが誤解につながるミスコミュニケーションに陥りやすい状況が作りだされている。顕著な例としては、商品特徴の誤解がある。リストに記載された病気を補償範囲とする36重病プラン(36 Critical Illness Plan)は、加入者によって、実際には必ずしもそうではないのに、病気のさまざまな段階を補償してくれると理解されるかもしれない。加入者は、認証の免責部分の細かな点までは、容易に理解できない可能性がある。
88. マイクロタカフル商品の免責以外にも、引受剰余金共有メカニズムになんらかの混同および誤解がある可能性がある。これはマイクロタカフルの加入者にとっては専門的過ぎる。加入者は、引受剰余金が積立金として保留される場合には、分配がなされない可能性があるということを理解することができなければならない。これは、請求が生じ、MPから給付金が支払われない場合に、加入者側の不満につながる可能性がある。不幸な結果として、低所得者を第一に保護するために作りだされたマイクロタカフル・システムに対する信頼が揺らぐことになりかねない。さらに、一般のコミュニケーション手段および交通手段では容易に連絡できないエリアの加入者の人口統計学的広がり、請求が生じたときに困難をもたらす可能性もある。加入者は、請求プロセスが面倒なので最寄りのMP事務所まで行く価値はないと考える可能性がある。
89. マイクロタカフル・スキームを開始した多くの管轄区域は、加入者に提供する書類の種類をシンプルにするメリットに気付いた。知識の不足を補うために、Muslim Aid in Sri Lankaは、Amana タカフルのマイクロタカフル・プランに加入するメンバーに金銭上の読み書き能力トレーニングプログラムを実施している。メンバーの多くがタカフル・サービスを信用しておらず、タカフルの重要性をあまり理解していないことが分かったので、このプログラムは、メンバーにタカフルについて完全に理解してもらうことを目的としている。マイクロタカフル商品が初めて発売されたとき、そのメンバーの多くは当初、タカフルは保護特約ではなく貯蓄特約であると認識した。さらに、Amana タカフルは、マイクロタカフル加入者が補償範囲の諸条件を容易に理解できるように商品パンフレットもシンプルにした。2014年7月9日、Amana タカフルは、iPhone

と Android 機器向けの新たな携帯アプリを発表した。無料で利用できるこのアプリでは、Amana タカフル加入者に、オンラインで口座の詳細にアクセスすることができる。このアプリは、加入者によって提供される添付写真を通じてより簡単な請求プロセスを促進することも狙っている(ICMIF Takaful、2014 年)。

90. マイクロタカフルを利用しやすくすることが MP の狙いである一方で、加入者に到達するために使用される流通チャネルのタイプは、RSA や公的組織の規制者によって監視されない場合、誤解を招く可能性がある。従って、消費者保護は、低所得人口に到達するための適切なコミュニケーションツールを世に出す際には慎重に考慮することが必要な特徴である。

#### (vi) シャリーア委員会

91. シャリーア原則を遵守する要件は、通常のタカフル商品と同じく、マイクロタカフル商品でも重要である。多くの潜在的マイクロタカフル加入者は、特にタカフル商品においてはリバー、ガラル、マイシールがないという理由で、従来の金融商品に比べて、イスラム金融商品を歓迎し好意的に見ている。従って、マイクロタカフル・オペレーションの全ての面においてシャリーア原則を確実に遵守する必要がある。各 MP は、内部 SB を設立することでこのような必要性に対処することができる。マレーシア、ナイジェリアおよびパキスタンのような管轄区域にある特定の RSA は、MP のビジネスおよびオペレーション活動を統治するイスラム法を確認するために中央シャリーア諮問委員会 (central Sharī'ah Advisory Board) を置いている。中央シャリーア諮問委員会に加え、前述の管轄区域で営業する MP は、自らのビジネス活動とオペレーションのシャリーアに関する事項を監督する内部 SB を設立することが、RSA によって要求される。RSA レベルの中央 SB が存在しないスリランカおよびケニアのような国では、MP は自らの内部 SB だけに頼っている。よって、以下のパラグラフで考察する SB は、内部 SB のことである。

92. MP がシャリーア原則を遵守することが理想的なシナリオであるが、実際にこのような要件を満たすのは簡単ではなく現実的ではない。MP が TO と同じ RSA の下で規制されない管轄区域、或いは、シャリーア・ガバナンス枠組を整備する要件がない管轄区域では、これらの MP の商品が実際にシャリーアを遵守していることを確保するのは困難である。監視メカニズムが適切でない場合、マイクロタカフル商品の高潔さを、社会全般が簡単に疑うようになる。

93. RSA によって規制される MP の場合、シャリーア委員会が、通常のタカフル商品に対して行われるのと同じ検定プロセスを通じてマイクロタカフル商品のシャリーア遵守を確認することが多い。マレーシア中央銀行の「イスラム金融機関のためのガバナンス枠組」は、全てのイスラム金融機関に、「リスク管理制御プロセスと内部調査能力によって支えられるレビューおよび監査機能からなる強固なシャリーア遵守機能」を持つことを求める (BNM、2010 年)。これは、全てのタカフル・オペレーターが、市場に何らかのタイプの商品を提供する前にシャリーア委員会の認定を受ける必要があるような包括的商品開発プロセスを整備するよう要求する中央銀行のタカフル・オペレーション枠組によって補完される (BNM、2013 年)。

94. イスラム法学に基づくシャリーアのガバナンスの一貫性は、この事業への加入者からの信用をもたらし、マイクロタカフル産業の成長に関係する。商品開発段階では、商品設計および提案が社内の厳格な審査を通過した後、審査・承認を受けるために SB に提出される。商品のシャリーア遵守を判断する際には、SB メンバーは、意見の一致を見るよう努力すべきであり、もしこれが合理的な時間の中で達成されない場合には、メンバーは、単純過半数という決定

手段を用いるべきである。加えて、SB メンバーは、自らの意見および判断がイスラム金融サービスを提供する他の機関のSBにおいて示された意見および判断と整合することを確認しなければならない(IFSB、2009年)。

95. シャリーア審判は、MP が営業する管轄区域の法令の枠組みに準拠していなければならない。SB は、関連する中央SB の審判に従い、これを採用すべきである。MP が営業する場所に中央SB が設立されていない場合、SB は、国際的に認められている機関の判決に頼るべきである。特定の問題についての決定が存在しない場合、SB は、自らの決定を考え出さなければならない。その後、このような決定は、業界関係者が容易に入手できるように文書化され、公表されるべきである(IFSB、2009年c)。
96. マイクロタカフル商品の承認以外にも、SB は、MP のビジネスとオペレーションに関する拘束的選択と決定を与えることが期待され、行われた決定と提示された選択肢に責任を持ち、これを説明する義務があるものとする。SB は、シャリーア遵守機能を担う内部部署によって行われるシャリーアのレビューとシャリーアの監査行為を通じて、MP のビジネスオペレーションと活動のシャリーアに関する事項を監督する役割を担う。MP の財政年度末には、SB は、個々の財務諸表において、MP のシャリーア遵守状態を開示するという重要な役割を担う(BNM、2010年; Billah、2009年c)。

SBに関連するその他の責任は、以下のとおりである(BNM、2010年)(Billah、2009年)：

- 方針と手順の承認を行う
- マイクロタカフル証明書、申込書、契約書(Aqd form)、金融商品開示シート、マーケティング資料などの承認と検証を行う
- シャリーア・レビューおよびシャリーア監査部署によって行われる報告と業務の評価
- MP に与えられる商品承認に関して、中央シャリーア諮問委員会が、シャリーアによる更なる根拠を求めた場合に、シャリーア意見書を準備する。
- 再タカフルの取り決めと契約の調査と承認を行う。
- MRF および SHF の投資を監視する。

97. SB の構成は、前述の役割と責任を効率的に果たすことができるようにすることが極めて重要である。マレーシア中央銀行に従い、それぞれのMP のSB は、最低5名のメンバーで構成されるものとする。その過半数は、少なくともシャリーアの学士号を取得している必要がある。SB は多様性を持つことが推奨される。従って、SB は、シャリーア以外のさまざまな分野の専門家で構成される可能性があるが、過半数は超えないものとする。これに加え、SB メンバーは、BOD によって承認された指名委員会によって指名された相応の評判、人格、完全性を持つ人物であるものとする(IFSB、2009年b; BNM、2010年)。

98. 一方、ナイジェリア全国保険委員会では、SB は少なくとも3名のメンバーで構成されることが求められる。MP は少なくとも保険の専門家を1名、シャリーアの資格を持つ学者2名任命しなければならない(ナイジェリア全国保険委員会、2013年)。パキスタンは、これとはわずかに違うアプローチを取る。パキスタンの管轄区域内のMP では、シャリーアの専門知識を持つシャリーアアドバイザーを最低1名任命すれば、MP のオペレーションとビジネス活動のシャリーア面を監督するのに十分とされるので、SB を設置する必要はない(パキスタン証券取引委員会、2012年)。MP の限界を考慮し、調査研究は、MP がSB を設置するために最低3名のメンバーを任命することを提案する。(Mokhtar、Sulaman、およびIsmail、2012年)。これは、ナ

イジェリア全国保険委員会が課す要件とまさに一致する。

99. マレーシア中央銀行によって規制される MP は 4 つの主要シャリーア・ガバナンス職、即ちシャリーア調査および事務、シャリーア・リスク管理、シャリーア・レビュー、シャリーア監査を設置することが求められる。これら全ての職は、MP のビジネスオペレーションと活動のシャリーア遵守を端から端まで保証する SBB に直属する。シャリーア調査職は、商品申込みのレビュー、シャリーア問題に関する調査、および SB に関する事務事項を請け負う。シャリーア・リスク管理職の役割は、シャリーア不遵守のリスクの体系的な特定、測定、モニタリング、制御を行うことにより、シャリーア不遵守が起るあらゆる可能性を少なくすることである (BNM、2010 年)。一方、ナイジェリアの MP の場合、自らが内部シャリーア調査機能を持つ必要はない。実際、この任務を果たす責任は、MP 経営陣によって設立された部署ではなく SB が負う。パラグラフ 96 で示したシャリーア・レビューと同様の任務を遂行するシャリーア遵守部署が SB の事務局として活動することができる (ナイジェリア全国保険委員会、2013 年)。
100. シャリーア・レビュー職は、MP のビジネス活動とオペレーションのシャリーア遵守についての日常的評価を行う責任を担う。このような評価は、MP の特定のビジネス活動或いはオペレーション事項のシャリーア遵守状態の決定と確認を行うため SB に報告されることとなる。結果的に、シャリーア・レビュー職は、シャリーア違反が発生した場合の是正調整計画にも関与することとなる。このような調整計画は SB によって承認されなければならない。一方、シャリーア監査職は、MP のビジネス活動とオペレーションに関する定期的評価を行う。MP によって採用されたシャリーア遵守の度合いについて独立した評価を行うために、包括的内部シャリーア監査プログラムが開発される (BNM、2010 年)。
101. 2013 年タカフルー保険オペレーター・オペレーション・ガイドラインは、シャリーア遵守部署の責任を極めて詳細に説明する。この責任には、マイクロタカフル・ファンドを必ず分離すること、MRF 不足金の管理がシャリーアの原則に一致するようにすること、手数料および費用の支払いが必ず MRF から行われるようにすることなどがある。シャリーア・ガバナンス枠組と違い、ナイジェリアの MP の SB メンバーは、彼らが商品承認に関与するという条件で、シャリーア監査機能を果たすことが期待される。代替案として、SB は監査会社を任命して、この任務を果たすことができる (ナイジェリア全国保険委員会、2013 年)。
102. MP が自らの内部 SB およびシャリーア・ガバナンス機能を持つことができない場合、このような機能は、第三者、即ちシャリーア顧問会社 (*Shari'ah advisory firm*) に外注されなければならない。シャリーア顧問会社は、その業務を行う十分な専門知識と資源を有するべきである (IFSB、2009 年 c)。マレーシアでは、シャリーア・ガバナンス機能の外注は、シャリーア監査のみに限られている。これには、MP が監査範囲の包括性に納得するという条件も付与される。
103. RSA 以外の組織によって規制される MP の場合、政府からの補助金または寄付金の形で金銭的援助が関与する場合、遵守要件を監督する正式なシャリーア委員会が存在しなければ、シャリーア原則の遵守は困難になる可能性がある。Takāful Mikro Indonesia (Takmin) では、Peramu とタカフル・インドネシアのパートナーシップに、ファンドのプールとその貧困層への分配の責任を負う信託ファンドである Baytul Maal が関与した。シャリーア原則に従って国の資産を管理することを任される公庫としての Baytul Maal の性格を踏まえ、Takmin は、自らのシャリーア委員会を持ち、資格のある受益者の最初の適格審査に関しては、適格審査メカ

ニズムを用いる。Baytul Maal は、ザカート<sup>26</sup>またはサダカ<sup>27</sup>のために分配されたお金が適切な *Asnaf*(カテゴリー)<sup>28</sup>を満たすことを確保する必要がある。スクリーニングの2番目の網として、Takmin マイクロタカフル商品の提供者であるタカフル・インドネシアは、商品開発認可のために内部に独自の SB を有する。こうした形の対応では、Baytul Maal の SB とタカフル・インドネシアの SB といったように異なる SB において下された審判が矛盾する恐れがある。シャリーア関連の判断に際していずれが上位に立つかという問題が生じる。

104. 保険セクターの規制撤廃によって新たな MP が認められるスリランカで引用される例のように、現地の RSA に正式に監督されないままマイクロタカフル商品を提供する MFI では、マイクロタカフル商品がシャリーア原則を遵守する高潔さについての疑問が常に生じる。MFI は、自らのイニシアチブで、シャリーア遵守要件の理解が限られたまま、マイクロタカフル商品を提供している可能性がある。これは、マイクロタカフル・イニシアチブを拡大する目的で、シャリーア遵守を妥協すべきかどうかという疑問を投げかける。

### (c) IAIS の保険コアプリンシプルの適用

105. IAIS はその文書内で、保険市場の包括性を高めるために保険コアプリンシプル(ICP)をどのように実行すれば良いかについてのガイダンスを提供する。ビジネス枠組の性格、規模、複雑さを反映する適切なメカニズムとなるよう ICP をマイクロ保険枠組に適用するために、比例原則が採用されている。比例原則の目的は、(a) ローリスク活動の要件を満たすシンプルで負担の少ない方法を正当化すること、(b) 複雑なリスク状況に、洗練された方法と技術を適用することを正当化すること、である(IAIS、2012)。

106. マイクロ保険利害関係者のコーポレートガバナンスと利益に関する ICP の場合、手続きに関する比例要件の適用は、ICP 5 適格性<sup>29</sup>と ICP 7 コーポレートガバナンス<sup>30</sup>に関連することが分かっている。前者の ICP は、保険会社の取締役会メンバー、上級管理職、統制部門の主要人物および主要な所有者が、関連する経験を持ち、十分な知識を持ち続けるよう要求する。一方、後者は、保険会社を経営管理するためのコーポレートガバナンス構造を提供する。

107. この比例アプローチは、マイクロタカフルの MP によってそのガバナンス枠組にも同様に適用される可能性があるが、RSA は、RSA によって規制されないがその他の公的組織によって規制される他の MP、並びに全く規制されない MP の存在を認識する必要がある。マイクロタカ

<sup>26</sup> ザカートとは、イスラムによって求められる義務的行為であり、成年に達した身体的に健全な全てのムスリムによって行われる。イスラムの 5 本の柱の中の重要な柱である。ザカートは、ムスリムが、地域社会の貧困層を助けるために、1 年ごとに支払わなければならない富および財産の一部である。ザカートの主な目的の 1 つは、裕福な人々を、金銭的に、罪から清められた状態に保つことである。これは、ムスリムの義務である施しの一形態である。

<sup>27</sup> 一方、サダカは、自発的施しを意味し、義務であるザカートとは対照的である。

<sup>28</sup> ザカートの支払義務の下では、社会の 8 つのカテゴリーのみがこのファンドの受益者となる資格を持つ。その 8 つのカテゴリーとは、(a) 生計手段をもたない人々、(b) 基本的ニーズを満たすことができない人々、(c) ザカート収集者、(d) 新たに改宗したムスリム、(e) 重労働または奴隷状態からの解放を望む人々、(f) 基本的ニーズを満たそうと努めるが、莫大な借金を抱えている人々、(g) 宗教的理由および神のために戦う人々、(h) 徒歩旅行者、立ち往生した旅行者、である。

<sup>29</sup> ICP 5 は、「監督者は、保険会社の取締役会メンバー、上級管理職、統制部門の主要人物および主要な所有者がそれぞれの役割を果たすのに適格であり、またあり続けるよう要求する」と明記する。

<sup>30</sup> ICP 7 は、「監督者は、保険事業の健全でプルーデントな経営および監視を規定し、かつ保険契約者の利益を十分に認識し保護するコーポレートガバナンスの枠組みを確立し実行することを保険会社に要求する」と明記する。

フル・イニシアチブが政府からの助成金を受けている場合、RSA の理想的な監督環境は、ある特定の条件下で、危険にさらされる可能性がある。これは、価格がRSAによって定められる健全な価格設定によって決定されるのではなく、現地当局によってある程度指示される国のマイクロタカフル・スキームに参加するようMPが要求される場合に、当てはまる。

## II. 金融・健全性規制

### (a) シャリーア遵守要件

108. マイクロタカフルは、シャリーア原則を遵守するためタカフルと同じ前提で発売される。その目的は、既存の保険システムから、マイシール(賭博)、ガラル(不確実性)およびリバー(利子)の3大要素を取り除くことである。オペレーション活動のシャリーア遵守を確実にするため、MPがTO向けに定められる要件に単純に従うのが、単純明快なようであるが、実践的アプローチはそれほど簡単ではないかもしれない。何故なら、MPとTOでは利害関係者が異なるからである。
109. RSAによって規制されるMPの場合、免許が付与される前に、免許付与要件によって、内部シャリーア委員会を持つこと、或いはRSAのシャリーア委員会要件に従うことが求められる可能性がある。RSAによって規制されないMPの場合、免許付与要件が無いので、シャリーア原則の厳格な遵守にバラツキが見られるかも知れない。シャリーア原則に対する違反が発覚すれば、評判上のリスクにつながる可能性がある。
110. IFSB-10: *イスラム金融サービスを提供する機関のためのシャリーア・ガバナンス・システムの指針*は、シャリーア・ガバナンス枠組の開発についてのガイダンスを提供する。これは、シャリーアのオペレーション、適格審査およびレビューの枠組を整備することを望むMPの参考になるかもしれない。RSAに規制されないMPは、商品すべてを対象とする内部シャリーア・レビューメカニズムを構築するために、自ら内部シャリーア委員会を設立することを選択してもよいし、或いはマイクロタカフル商品に関連するシャリーア遵守問題に関するガイダンスを提供できる現地シャリーア委員会に問い合わせることを選択してもよい。これらのMPが導入したいシャリーア委員会がどちらであろうが、シャリーア委員会の義務と責任、明確に定義されたオペレーション手順と指揮命令系統、および職業的倫理と行為への深い理解と精通に関する明確な取り決め事項が存在する必要がある。さらに、シャリーア・ガバナンス・システムの監督を委任される人物は、条件にあった適切性基準を満たさなければならない(IFSBB, 2009年)。
111. パキスタンでは、パキスタン証券取引委員会(SECP)が2012年に、低所得マイクロ金融顧客グループと共におこなったフォーカスグループディスカッションにより、パキスタンのマイクロ金融の普及率が低い主な理由は、人口の96%がムスリムであるこの国ではマイクロ金融商品よりもマイクロタカフルが好まれるからであることが明らかになった(Amjad, 2013年)。この結果を受け、2014年2月、SECPは、マイクロタカフルに適用可能な2014年マイクロ金融規則を公布した。2014年マイクロ金融規則の公布に先立ち、SECPは、2013年に中央集権型のシャリーア諮問委員会を設立した。シャリーア諮問委員会は、共済ファンド、年金ファンドおよびタカフルなどの保険のイスラム金融規則の適用を監督する。さらに、シャリーア諮問委員会は、教育活動以外に、会計と投資のガイドラインの提言も担う(パキスタン証券取引委員会、2013年)。

## (b) ファンドの分離に関する要件

112. 最も一般的に使用されるタカフルモデルでは、株主ファンドと加入者のリスクファンドの間のファンドの分離がシャリーア原則を満たすための主要件である。IFSB-11に明記されるとおり、「TOとタカフル加入者の間の独特の権利と義務は、TOの株主ファンドからのPRF(加入者のリスクファンド)の明確な分離を要求する」(IFSB、2010年)。不正や過失がないかぎり、MPにはMRFから生じたいかなる不足または損失についての責任もないことが契約で決められているので、同様の主張はマイクロタカフルにも当てはまる。<sup>31</sup>また、これは、SHF(株主ファンド)は株主に属し、保険金と費用に関する請求が支払われるPRFは加入者に属するという教訓を元に行われる。<sup>32</sup>この原則に基づき、ファンドの分離を怠った場合、そのタカフル・オペレーションはシャリーア不遵守とみなされる。従って、MPは、オペレーションに使用されるマイクロタカフル・モデルのタイプを選ぶときには、この主要件が徹底的に理解されるようにすることが極めて重要である。

## (c) 剰余金の分配

113. 剰余金の分配は、長らくタカフル業界において議論が続いているタカフルの要素である。業界参加者が加入者と剰余金を分け合うこのメカニズムを一般公衆をタカフル加入に惹きつける材料として利用していることが、その独自の特徴として知られているのは、特に損害填補型のタカフル商品にこうしたことが見られる。通常、PRFから生じた剰余金が加入者およびTOの株主に分配されるのは、契約期間の終わりである。IFSB8は、PRFから生じたあらゆる剰余金は、通常、予め合意された割合に応じて加入者およびTOの株主に分配されることを想定している。加入者に分配された剰余金は、加入者自身に配当されるかまたはソルベンシー面でファンドを強化するための準備金としてPRFにおいて積み立てられる(IFSB、2009年)。

114. AAOIFIのイスラム金融機関向けのシャリーア基準によると、剰余金の分配は以下のいずれかの形式によることができる：

- 当該会計期間内に請求を行ったかどうかにかかわらず、加入者間で各加入者の拠出額に応じて剰余金を、分配する
- 当該会計期間内に請求を行っていない加入者間で剰余金を分配する
- 当該会計期間内に請求した額を控除した上で、加入者間で剰余金を分配する
- それぞれのMPのSBの承認を得た方法により分配する

115. 剰余金分配に係る問題は、各管轄区域のSBの権限の範囲にあると同時にMPの問題でもあるが、MPおよびその株主にとっての問題はそこにはない。真に難しいのは、剰余が加入

<sup>31</sup> TUはファンドを分離管理すべきとされ、TUのPRF(加入者のリスクファンド)は加入者からの請求その他の支払債務を履行できるよう健全性を維持しなければならない。イスラム金融機関向けの会計監査機構(AAOIFI)の基準は、PRFにおける債務超過への4つの対応策を示している；

- PRF内の準備金により補填する
- カルドを利用してPRFから資金を借り入れ、将来の剰余から弁済する
- 各加入者に対してそれぞれの寄与度に応じて不足分の補填を求める
- 加入者の将来の払込額を応分に増額する

債務超過に対応する際には、最初の2つの方法を組み合わせて実行するのが通常のやり方である。残りの2つの方法は実行できるものではない。3つ目の方法は、債務超過解消のためにTOまたはMPが各加入者に対して追加資金の拠出を求めなければならない点において、現実的ではない。また、4つ目の方法は、世代間の公平性に反する。

<sup>32</sup> IFSB11の paragraph 37は、「一部のタカフル商品は分離勘定に組み入れられ、事業の一部は他の事業から明確に分離される。こうした場合には、資産または留保された引受差益は他の事業種目から厳密に分離され、分離勘定の目的とされるタカフル義務および再タカフル義務を全うするためだけに用いられる。」とする。

者に分配されるべきなのか、あるいは MRF に保持されるべきなのかである。ある研究によると、MP のオペレーションの長さ(年数)および MRF における剰余のレベルには強い関連性がある。したがって、10 年を超えてオペレーションを行っている MP は、10 年未満のオペレーション期間の MP よりもより多くの剰余を抱える(Mokhtar, Aziz, & Hilal, 2015 年)。他方で、商品提供を通じて利益を獲得すべきことよりも請求に応えることが重視されるセクターにおいては、十分な MRF を確保させることは MP に重い負担となる。これにより、MRF が財務健全性を維持することはより困難になるこれを達成するため、一部の MP は、剰余を全て MRF に留保することが最も適切なメカニズムであると主張する。剰余金保持の目的は、透明性が確保されるよう加入者に対して開示されていなければならない、特に加入者が MP のコーポレートガバナンスにおいて代表者を輩出していない場合にはこれが必要である。

116. しかし、このアプローチが実行可能または現実的であるかは、MP および RSA によって答えが導き出されなければならない問題として残されている。MRF に剰余を留保することが(ファンド拡大の試みとして)より実行可能性が高いのか、あるいはマイクロタカフル加入者に剰余を分配することが(配当付き商品に対する加入者の利益の拡大として)より実行可能性が高いのかについて適切な判断がなされる必要がある。ある管轄区域においては、その他の実務として、低所得者層向けの給付に剰余を振り向けるかまたは給付金の拡大が行われている。こうした実務を通じて、低所得者層に対して、拡充された給付金やよりよい給付を通じて何らかの見返りを得ているとの印象を与えることができる。他に考えられることとしては、より良い方法として、タバッル(Tabarru')として人的被害に対する保障拡大の形で剰余を還元することが挙げられる。これは、マイクロタカフル加入者から集められた少額の拠出金から生じる剰余は、通常、低所得者層にとっての貯蓄の一種とは捉えられていないためである。彼らは、保障が拡大される方が利益を得られる(Mokhtar, Sulaiman, & Ismail, 2012 年)。

117. 剰余金分配の一例は、ケニアのアフリカタカフル保険(TIA)による、マイクロタカフル加入者も含む全契約者に対し、2012 年 12 月末に期末を迎える会計期間において総額 12 万米ドルを払い戻すとの宣言である(Chao-Blasto, 2014 年)。TIA は、「剰余金分配がタカフルの利点であり、シャリーアに則っていることならびに手続の公平性および平等性の証である」と考えている(アフリカタカフル保険、2013 年)。

#### (d) ソルベンシーおよび資本充実枠組

118. マイクロタカフル市場区分の性質上、さまざまな規制要件を持つことが必要である。これは、通常的环境では金融システムから除外される低所得人口の市場参加を容易にすることを目的とする。

119. 2010 年 12 月に IFSB によって公表された IFSB-11: タカフル(イスラム保険)事業のソルベンシー要件に関する基準は、TO および RTO が守るべき 7 つの重要な特徴が挙げられている。それらは以下のとおりである(IFSB, 2010 年):

- (i) **重要な特徴 1:** タカフル事業(TU)のソルベンシー要件は、リスクが適切に認識され、一貫して評価されるようにするため、および PRF の資産、負債、規制ソルベンシー要件と TO の株主ファンドの間の独立を確認するために、トータルバランスシートアプローチを採用しなければならない。しかしながら、トータルバランスシートアプローチは、PRF と TO の株主ファンドの明確な分離に対処しなければならない。
- (ii) **重要な特徴 2:** 株主ファンドの一部がカルドファシリティの補償に「当てられる」可能性があるこ

とに留意しつつ、ソルベンシー要件は、タカフル・ファンドと株主ファンドにおけるそれぞれのソルベンシー資金額が、満期になったときにそれぞれの金融上の債務を十分に支払うことができる水準に定められるべきである。<sup>33</sup>

- (iii) **重要な特徴 3:** ソルベンシー要件は、タカフル・ファンドと株主ファンドのそれぞれに、ソルベンシー管理水準を定めるべきである。これにより、利用できるソルベンシーがソルベンシー管理水準よりも低いときには、TO と監督機関による適切な介入が開始される。
- (iv) **重要な特徴 4:** ソルベンシー要件は、タカフル・ファンドと株主ファンドそれぞれのさまざまな金融的段階における損失を吸収するため、それぞれのファンドのソルベンシー資金の質と適合性を評価する基準を定めるべきである。
- (v) **重要な特徴 5:** タカフル事業のソルベンシー要件は、個別のリスク調整計算と評価を持たなければならない。リスク管理枠組は包括的でなければならない、PRF と株主ファンドがさらされる全てのリスクが網羅されなければならない。
- (vi) **重要な特徴 6:** タカフル事業の規制ソルベンシー要件の適切性は、健全なリスク管理枠組を維持できるかどうかによって決まる。監督上のレビュープロセスの本質的部分は、首尾一貫した統合されたやり方で、TO が資産と負債の管理の監視、測定、報告および制御をおこなうおよびおこなうことができる十分なリスク管理準備が整っているかどうかを、それぞれの事業で評価することである。
- (vii) **重要な特徴 7:** タカフル事業のソルベンシー要件に関する情報の資料と市場参加者に関係する部分は、市場規律と TO の説明責任を強化するため一般に公開されるべきである。

120. この 7 つの重要な特徴のそれぞれを守るよう RSA が MP に要求することが理想的ではあるが、RSA は、MP によってそれぞれの機関の中に取り込まれるリスクの大きさ、複雑さ、性質を考慮する必要がある。通常の TO ではよく見られるかもしれない問題も、MP ではそうではないかもしれない。例としては、リスクファンドと SHF それぞれのために 2 つのソルベンシー管理水準を持つという要件が挙げられる。MP の場合は、タカフル RSA の規制下でない MP が存在する可能性があるため、パラグラフ 122 で示されるような比例的観点から低い金額が認められない限り、さまざまなソルベンシー管理水準に適合するために比較的高い金額を確保しておくことが必要となる。既に最小限に定められている拠出金として受け取るような小さな金額では、ソルベンシー要件の 2 つの水準を満たすような十分な余裕は MP にはないかもしれない。また、これらのソルベンシーの 2 つの水準を満たすように MP に要求することは、マイクロタカフル商品を提供するコストの上昇につながる。これは、RSA によって慎重に考慮されるべき領域である。安全な金融システムの下では理想的とされることも、多かれ少なかれリスクのある加入者グループということになれば、そうではない可能性がある。

121. MP に対する別個のソルベンシー制度を検討するにあたっては、RSA が破綻した MP の破綻処理方法を考えることが適切である。さらに、法令上の枠組みマイクロタカフル事業者がそれ以上事業を継続することが認められないと判断される基準を規定しているべきである。

122. 例えばフィリピンでは、共済組合 (MBA) に基づいて営業を行うマイクロ保険スキームが、フィリピン保険委員会によって認められており、比較的低い最低払込済み資本で操業している。例えば、従来の保険免許に基づきビジネスを行う既存の現地保険会社の場合、必要とされる最低払込済み資本は、170 万米ドルであるが、マイクロ保険プランの提供を始める新しい

<sup>33</sup> PRF が債務超過に陥った際、カルドファシリティは SHF (株主ファンド) から引き出され、TU がオペレーションを継続できるよう PRF に注入される。TU はファンドを分離管理することが期待されるものの、SHF はカルドを PRF に提供する責任を負う。カルドは、PRF の将来の剰余金により弁済される。これがタカフルおよびマイクロタカフルを展開している大部分の管轄区域における現在の実務である。

MBA の場合、必要とされる初期払込済み資本は、わずか 11 万 3,000 米ドルである。しかしながら、この金額は、MBA が収集した年間保険料総額の 5% をもって毎年引き上げられることが期待される。最終的には、現地保険会社の最低払込済み資本の 12.5% を確保することが目標である (Hafeman, 2009 年)。保険委員会は、マイクロ保険商品の価格決定に用いられる仮定を決定する RSA でもある。これらには、最大の管理費用と投資利回り、失効率、最低解約払戻金、並びに保証ファンドに入れる必要のある最低金額が含まれる。商品と保険料率は、市場に提供される前に、保健委員会によって事前承認されるが、マイクロ保険加入者に提供される価格が、保健委員会によって承認された価格から逸脱するケースもあった。

#### (e) リスク管理枠組

123. MP によって考慮されるべきもう一つの要件は、リスク管理枠組である。IFSB-14: *タカフル (イスラム保険) 事業のリスク管理に関する基準* は、以下を含む TO のための全体的枠組を提供する (IFSB, 2013) :

- リスクに関する方針と戦略
- リスクの特定
- リスクの評価、対応および制御
- 制御枠組
- リスクの監視
- リスクの報告

124. 提供者が *マイクロタカフル* 加入者に限定される全てのリスクを把握し、それをビジネスの性質、規模、複雑さに基づくリスク登録簿に記録できるようになるためには、MP 固有のリスク管理枠組を整備することが極めて重要である一方で、MP がこれを実行するのは必ずしも簡単ではない。RSA によって規制されない MP は、リスクを評価し、適切な制御枠組を整備するのに必要な専門知識を持っていない可能性がある。これらの MP は、シャリーア不遵守のリスクおよび SHF と MRF の分離から生じるリスクのような *マイクロタカフル* 固有のリスクを認識していない可能性がある (IFSB, 2013)。

125. さらに、一連のビジネスに関与するさまざまな仲介人、および *マイクロタカフル* 加入者を補償範囲とすることに関するモラルハザードの可能性が、リスク管理枠組に含まれていない可能性がある。これらの仲介人には、通常の場合では RSA や公的組織の規制によって免許が付与されない小さな質屋および食料品店が含まれる可能性がある。これがギャップのある部分であるので、金融システムの中に規制されない仲介人を入れるリスクを把握するためのメカニズムを開発する必要がある。

126. *マイクロタカフル* 加入者に提供される商品のタイプにおいては、これらの加入者が負うリスクの重さが、商品の価格に反映される必要がある。これは、価格設定メカニズムの中に適切な費用の仮定が組み込まれた状態で、RSA に承認される死亡率表が使用されるのであれば、通常は考慮される。しかしながら、RSA に規制されない MP の場合、不適切な価格設定により MRF が不十分となり、最終的に、保険金負担を支払うための MRF が不足することにつながる可能性がある。MRF の存続のため、これらの MP が最低限のプライシングのノウハウを有しているようにするメカニズムが必要である。

#### (f) 投資枠組

127. MP がマイクロタカフル加入者を補償対象とするために生み出されたという性質を踏まえ、各カテゴリーの負債のさまざまな特徴、および各カテゴリーとマイクロタカフル加入者にとって受け入れられるリスク許容度を考慮した適切な投資方針がすべての商品ラインに不可欠である。MP の投資枠組は、ファンドが緊急的に必要となるため、十分なキャッシュフロー支援に備える必要がある。さらに、MP の基本的ニーズは、成長モデルの支援にある。そこで、MP には、ビジネスが低価格路線を支える技術に裏付けられると同時に低所得市場中心を改善する適切な投資をおこなっているとの安心感が必要である。

128. 投資方針はRSAに規制されるMPでは一般的であるが、RSAに規制されないMPには存在しない可能性がある。マイクロタカフル加入者が、投資リスクとその他の関連リスクを負うことになる人々であるということ認識していないMPが存在する可能性もある。マイクロタカフル加入者は、マイクロタカフル・ファンドの管理には関与しないので、彼らはファンドの所有者としての権利を行使することができない。これはMPが見落とす可能性のある重要な側面である。慎重に考慮することが必要なもう一つの側面は、シャリーア遵守を達成するために資産を選定し清めるプロセスである。シャリーアを遵守する投資利回り要件に関する知識を持たないMPは、受け取った収入が、許されない活動或いは疑問のある出所から生じた穢れたものであるかどうかを評価することができない可能性がある。

#### (g) 引受要件

129. 普通のTOに対する引受要件には、通常、TOによって受け入れられるリスクタイプを理解し、分類するさまざまなプロセスが含まれる。このプロセスは、受け入れられるリスクが組織の存続を脅かさないリスクであることを確認するためのものである。このプロセスは通常、保険契約者の生存と死亡の過去数十年の統計がまとめられ、商品の価格を考慮する際に参考とされる死亡率および罹病率表を伴う。さらに、リスクを理解することには、潜在的加入者をリスクのプールに受け入れる前に、彼らの徹底的な背景調査を行うことも含まれる。これが行われるのは通常、TOが選んだハイリスクな加入者に人間ドックを受けさせるときである。引受プロセスの主要な基準の中には、健康、体型、コレステロール、血圧、がんの病歴、たばこ、アルコールまたは薬物の使用、危険な活動または職業、運転歴、家族歴が含まれる。個人の金融的背景ならびに要求される補償のタイプも、引受プロセスの重要な考慮事項となる。

130. RSAがTOに厳格な引受要件を課すのは一般的であるが、同様の要件をMPに課すのは現実的ではないかもしれない。低所得加入者と平均所得加入者の人口統計学的違いおよび学歴の違いにより、マイクロタカフル加入者の方が、さまざまな種類の危険な職業につき、中所得者層にはあまり見られない病気にかかっている傾向がある。同時に彼らは健康の維持について触れる機会が限られているので、通常のタカフル加入者と同じように引き受けられれば、保険料が高くなるさまざまな健康状態の影響を受けやすい。さらに、これらの加入者の不安定な収入は、彼らを受け入れる金融引受の障害となっている。低所得層が、これまで、既存のROによって提供される通常の金融商品から広く除外されてきたのは、この単純な理由からである。

131. マイクロタカフル・イニシアチブが低所得層を取り込むまでに拡大するためには、RSAとその他の関連当局がより柔軟な金融環境を奨励しなければならないのかもしれない。この柔軟な金融環境においては、これらの潜在的顧客は、彼らを十分に評価することができるシンプルな引受要件を通過する可能性がある。これらの加入者のリスクの高いマイナス面を相殺する

ため、RSA は、代わりにこれらの加入者に提供される補償の金額とタイプを制限できる。但し、これは商品イノベーションを犠牲にして行われるものではない。提供される数々の商品は、これらの加入者が補償範囲を理解するのに難しさを感じない理解しやすい商品に限られるべきである。

#### (h) IAIS の保険コアプリンシプルの適用

132. マイクロタカフル産業は、従来版、即ちマイクロ保険と同じレベルにまでは拡大していないが、規制の課題と問題はマイクロ保険セクターが直面するものとほとんど同じであるということを理解しておくことは有益である。マイクロタカフルの特異性が考慮されるなかで、マイクロ保険の規制があれば、それを参考にする管轄区域において特に、IAIS の比例原則が優れたガイダンスとして機能するのは、この理解があつてこそである。

133. 資本充分性に関する ICP 17 および全社リスク管理に関する ICP 16 の手続きの比例性に基づき、サービスを受けていない人々のための包括的保険市場が特別に考慮される。除外という選択肢はない。しかしながら、これには、リスクの性質、規模および複雑さを反映するアプローチが必要である。より低いリスク特性を反映し、詳細なガバナンスおよびリスク管理の必要性がさらに限定されるより低いレベルに、最低資本基準(MCR)の絶対的最低限度を修正されるかもしれない。また、ICP 16 の意図に沿った形で、活動の制限、そして負うおよび引き受けるリスクの性質に注目する、小さな、ローリスクの、比較的複雑でない保険に対して経済的に実行可能な具体的要件を規定することにより ICP 16 は適用できるかもしれない。

134. 投資に関する ICP (ICP 15) については、考慮に値するのは、以下の因子となる；(a) リスク管理およびガバナンス枠組の質、(b) 資本資源の質、(c) 開示枠組の包括性と透明性、(d) 関連する投資および資本市場の開発、(e) 遵守の費用、(f) 他の金融サービス機関との競争、(g) 規制ソルベンシー要件の健全性とリスク感受性のレベル。

135. これらの ICP は、原則的にマイクロタカフルに適用される可能性があるが、マイクロタカフルの規制とガイドラインを作成する際には、MP の RSA がマイクロタカフルの特異性を考慮することが極めて重要である。これは、MPF からの SHF の分離、並びに MP のオペレーション活動の監督に必要なシャリーア・ガバナンス枠組といったシャリーア原則の遵守に関する場合には特に、必要不可欠である。

136. シャリーア不遵守のリスクは、MP のオペレーションの中にまん延している。例としては、MP の商品サイクルに挙げられる。全てのマイクロタカフル商品はシャリーアを遵守する必要があるため、商品の価格設定、引受、広告、契約および加入者による最終的な受け入れが行われる段階を含む商品開発プロセス全体を通して、シャリーア遵守状況に関する考慮がなされる必要がある。このためには、MP 側とその RSA 側の慎重な考慮が必要である。

### III. 透明性、報告および市場行為

#### (a) 顧客教育と認知

137. 低所得層に金融保護の重要性についての教育を行うことは、保険会社と TO にとって常に課題となってきた。低所得者の収入の流れが不規則である場合には、特にそうである。天候の影響を受けやすい農業活動に直接従事する低所得者の場合は特に、一年のある期間、人

並みの収入さえ持たない低所得者もいる。マイクロタカフル・イニシアチブを、金融包摂の範囲の拡大に向けてさらに大きく成長させるために、RSAと関連当局が、低所得層の多いエリアで教育および認知活動を増やすことをMPに促すことに、支援的な役割を果たした方がよい。

138. 情報の非対称性は、現在、MPとマイクロタカフル加入者の両方が直面している苦境である。低所得層の死亡率および罹病率の統計がないので、MPは自らの金融システムに取り込まれるリスクのタイプと挙動を確信していない。一方、マイクロタカフル加入者側には、タカフル保護の重要性についての認識と理解が欠如している。この供給と需要の双方の情報の非対称性は、これまでに双方が埋めることができなかったギャップを生み出した。低所得人口の間での認知を高めるために、RSAと関連政府機関によってさまざまなタイプのイニシアチブの実行と監督がおこなわれる可能性がある。

139. インドネシアでは、イスラム経済協会(MES)が、MPとBaittul Maal wa Tamwil(BMT)<sup>34</sup>によって行われる努力を取りまとめる2014年イニシアチブの一部として、マイクロタカフルの認知プログラムを行っている。イスラムマイクロ保険ビジネスマッチングイベントは、2013年から2014年4月まで行われた一連の巡回型説明会であり、インドネシアの6つの会場、即ち、バタム、パダン、バンジャルマシン、パラカラヤ、メダン、チルボンで開催された。この説明会の目的は、BMTの間での、マイクロタカフル商品を通じたリスク緩和の重要性についての認識を高めることである。MESは、情報がインドネシア全土のBMTファンドの受益者に伝わるように、まずBMTにマイクロタカフルの重要性についての教育をおこなう必要があると感じた。MESによって開催されたこの認知プログラムをきっかけに、マランの20社、バタムの4社、パダンの41社のBMTが、BMTからのファンドの受益者の間のマイクロタカフル商品の使用のための認知プログラムを増やしはじめた(Hamzah、Rusby、およびHamzah、2013年)。

## (b) 消費者保護

140. 金融サービスとタカフルにおける読み書き能力に関する教育不足が原因で、マイクロタカフル加入者は、MP側が不正販売を行い、不正確な情報を流すことがあれば、その影響を受けやすい立場にある。商品パンフレット、契約の文言、販売例示、およびその他現行TOによって提供されるさまざまな情報共有手段はしばしば、冗長で、タカフル加入者に用意には理解されない形で書かれている。潜在的な加入者は、商品プランへの加入に同意する前に、商品プランの補償範囲と除外のタイプを確実に知っておく必要がある。さらに、潜在的加入者は、引受剰余金分配のメカニズムを把握するため、商品の構造をある程度理解しなければならない。しかしながら、低所得層は、商品パンフレットの意図する意味を理解するのに必要な背景を持っていない可能性があるため、低所得層にとって理解は困難である。

141. 商品パンフレットを理解できないようなことにならないようマイクロタカフル加入者の保護をRSAおよび関連当局が確実におこなうことが重要である。MPの商品パンフレットが、低所得層が容易に理解できるシンプルな言葉で書かれるようにする要件があるべきである。不適切な不正行為が行われる可能性をなくすために、MPによって任命される仲介人も行動規範に従うべきである。加えて、仲介人がマイクロタカフルの概念および商品をターゲット市場に対して明確かつ簡潔に紹介できるよう、仲介人に対して適切なトレーニングを行うことが重要であ

<sup>34</sup> Baittul Maal wa Tamwil(BMT)は、小企業家にビジネスオペレーションの資金を供給する融資制度を提供するインドネシアの金融機関である。これらの小企業家は大半の場合、金融的背景が原因で大きな銀行セクターを利用することができない。1992年に操業開始したBMTは、小さなビジネス機関にとって、不法な貸金業者に代わる資金調達源となっている。

る。これにより、マイクロタカフル業界に対するターゲット市場からの信頼が高まる。

142. マイクロタカフルにおける消費者保護の面においては、他にも顧客目線の支払査定が重要である。マイクロタカフル商品の商品設計はタカフル商品の設計に比べると単純であることから、マイクロタカフル商品の支払処理手続も単純であるべきである。しかし、その際には詐欺を防止するメカニズムを犠牲にしてはならない。<sup>35</sup>

143. スリランカの Amana タカフルは、Muslim Aid と協力して、マイクロタカフルについて議論する月次の加入者の中央会議を実施している。これらの会議では、申請および請求プロセスにおける経験を共有するため 5 分から 10 分の時間がマイクロタカフル加入者に割り当てられる。これは、MP に申請および請求を行うプロセスを把握していない可能性がある他の加入者に容易な理解をもたらすこととなる。マイクロタカフル加入者の主な懸念事項は信用であると思われるので、これらの会議の中で、マイクロタカフル加入者に情報を効率的に伝達するために、村の首長が主要な役割を果たしたことが報告された。

### (c) 消費者の拠り所および苦情

144. 多くの管轄区域では、既に、タカフル加入者のための専用苦情チャネルが整備されている。ウェブサイト、顧客サービスセンター、フリーダイヤル、その他、加入者が容易に TO にアクセスできるさまざまなチャネルが用意されている。RSA と関連当局は、マイクロタカフルに関する問題についての苦情の受け皿となる苦情チャネルを準備することを考慮した方が良い。このチャネルは、加入者の福祉に常に配慮し、加入者が最低限の費用または無料で容易に利用できるものでなければならない。

145. インドでは、Uplift Mutuals<sup>36</sup>が、保険契約者のために 24 時間電話相談サービスを提供している。この電話相談サービスは、マイクロ保険契約者が電話だけを通じて医師の助言を容易に受け取ることができるように、医師によって運営されている。また、Uplift Mutuals は、マイクロ保険契約者が、最寄りの医療サービス提供者への紹介状を受け取ることができるように紹介・ガイダンスサービスを提供する支店を農村地域に配置している。この電話サービスの提供に加え、Uplift Mutuals は、マイクロ保険契約者が体系的に予防的健康診断を受ける月次の健康合宿を企画する。これは、どうすれば MP が消費者の拠り所と苦情に容易に対処できるかを示す例である。24 時間電話相談サービス、頻繁な打ち合わせ、サービス提供者への容易なアクセス、月次健康合宿は、心配事を相談する手段をマイクロ保険契約者に提供するものである(マイクロ保険の学習と知識、2013 年)。

### (d) RSA への報告

146. 純粋に低所得層を支援する目的でマイクロタカフル商品だけを提供する MP が存在することは一般的であるが。これは、MP が RSA または関連当局からの厳しい監督を受けない理由を正当化するために使用されてきた。しかしながら、監督または報告がないことは、低所得層を支援するために作られた共同資金を不正使用することができる抜け道となる。従って、通常

<sup>35</sup> パラグラフ 43 から 45 において詳述。

<sup>36</sup> 「Uplift Mutuals は、相互性—結束および連帯責任という対をなす原則に基づき、低所得世帯にマイクロ保険ソリューションをもたらす Uplift India の最重要プログラムである。自助グループの女性の健康を守るニーズから 2003 年に誕生した、Uplift モデルで設計された共済モデルは、インドの 20 万人以上の生命を補償範囲としている。低所得世帯が、保険に似た体系的な形で、自らの健康リスクを共有し、管理するプログラムの 1 種である」—[upliftmutuals.org](http://upliftmutuals.org)

の TO が厳格に従うよう求められるタイプの報告を、同じように MP も遵守するよう要求されることが必要である。

147. TO に求められるような綿密な報告(管轄区域が月ごとまたは四半期ごとに報告に関与する場合もある)を MP に要求する代わりに、RSA および関連当局が、シンプルであるが結果的な報告を要求しても良い。このシンプルな報告は、RSA と関連当局が MP の財務体質を評価するのに十分な最低限の情報を含むべきである。これは、MP が加入者に対して道義的義務と法的義務を負う能力を持つことを保証するために必要である。また、マイクロタカフル・リスクファンドが義務を果たすことが困難になった場合に、ファンドを援助するために金融援助を入手できることを RSA と関連当局が保証することが必要である。報告は、マイクロタカフル加入者の利益を保護することを意図して行われるべきである。

#### (e) IAIS の保険コアプリンシプルの適用

148. IAIS の比例原則に基づき、マイクロ保険提供者は、ICP 18: 仲介人、ICP 19: 事業行為、並びに ICP 20: 公衆開示に定められる要件がマイクロ保険提供者を焦点としたものであれば、その要件に常に従う必要がある。これは、これらのマイクロ保険提供者が、少なくとも低所得層にサービスを提供する動機を持ち、その任務を果たすために十分効率的である必要があるということの意味する。マイクロ保険提供者は、マイクロ保険契約者が消費者保護の点で、通常の保険契約者とは異なるニーズを持つことを認識する必要がある。彼らの善行によって保険市場の信頼が高まることになる。マイクロ保険契約者と共有する情報の種類が、彼らの金融上および一般的な読み書き能力にふさわしいものであることも不可欠である。

149. ICP 9 で示されるような監督上の報告の観点から、最低限の報告についての追加的ガイダンスを監督者が準備する必要があるかもしれない。これは、包括的保険市場イノベーションに関与する可能性のある多様な組織による最低限の理解を確実にするためである。

150. MP の透明性、報告および市場行為は、マイクロ保険会社のそれとはわずかに異なるものの、MP の RSA は、シャリーア原則の観点からこれらの要件に気を配るべきである。「IFSB-9: イスラム金融サービスを提供する機関のためのビジネス行為に関する指針」は、シャリーアの観点から、顧客に提供される情報の種類、利益相反の概念、義務の概念、および誠実と公正に関するガイドラインを提供する。IFSB-9 のパラグラフ 4 から引用されるように、「現代のビジネスにおいて最も良く見られる非倫理的行為の 1 つは、市場状況の無知に付け込むことである。」これは、タカフル保護と加入者としての権利についての背景的知識を持たないマイクロタカフル加入者に当てはまる(IFSB、2009 年b)。

## IV. 監督上のレビュープロセス

### (a) 免許付与要件

151. 免許付与は、タカフル・ビジネスを行うことを許された組織を統制するために RSA によって用いられるツールである。これは、許可されないタカフル取引が行われなくするためのメカニズムである。免許付与を通じて、TO は、健全なガバナンス枠組を持つ必要性を完全に把握することとなる。これにより RSA は、全てのタカフル活動を効果的に監督することが容易になる。

152. 理想的には、MP は、市場への商品提供が許可される前に免許を取得するよう要求されるべきであるが、タカフル・セクターの RSA の下で規制されない MP もあるので、このような要件を必ずしも常に課しやすいとは限らない。TO がマイクロタカフル商品を提供する場合は問題ない。しかしながら、マイクロタカフルだけを扱うために作られた組織が RSA またはその他公的組織のいかなる規制者によっても規制されない可能性がある場合には懸念が生じる。これらの無免許組織の高潔さに関する懸念には、ガバナンス枠組の効果性およびビジネスモデルの妥当性などが含まれる。マイクロタカフル・プランを提供するすべての組織は、適切なビジネスプランおよびビジネスプランを支える十分な資金の証拠を持つという最低限度の要件を満たすべきである。組織にマイクロタカフル加入者のリスクを受け入れる能力がない場合、再タカフルの後ろ盾の証明が提供されるべきである。

153. MP の流通システムは、倫理規定が厳格に守られるべきビジネス行為のための最低要件を満たすべきである。仲介人の免許付与要件を、TO だけでなく MP の仲介人にも課すよう考慮されるべきである。仲介人は、適切なレベルのタカフルの知識と専門性、完全性、能力を持つことが要求されるべきである。しかしながら、マイクロタカフルの仲介人の多くは、通常の仲介人のような高い報酬を享受しないので、厳しすぎる要件は難題をもたらすことになるということは特筆に値する。一方、柔軟すぎる要件の場合、仲介人は RSA の厳格な免許付与規則に従う必要がないので、マイクロタカフル加入者が保護されないという危険にさらされる可能性がある。

154. 例えばスリランカでは、保険産業規制(RII)法により、規制当局の監督下で操業することが全ての MP に要求される。管轄区域にはマイクロ保険／マイクロタカフルの特別な規制規定は存在しない。これに、スリランカにおいて保険／タカフル・ビジネスを登録する高い管理費が加わり、MP はマイクロ保険／マイクロタカフル商品だけを提供するために免許を獲得することにおっくうになった。しかしながら、マイクロ保険／マイクロタカフルのビジョンが単なる融資保護という枠を超えるという認識が、RSA 側の暗黙の規制撤廃につながった。RSA は、スリランカにおける MP のさまざまな特徴、MP が営業を行う環境、マイクロ保険／マイクロタカフル商品が提供されるターゲット層を考慮した。これらを念頭に置いて、スリランカ保険委員会(IBSL)は、マイクロ保険／マイクロタカフル・オペレーターに組織的代理店として MFI を指名することを認める回状を出した。結果的に、スリランカでは、多くの MFI が、保険／タカフル・ビジネスを行うことが法的に認められてなくとも、マイクロ保険／マイクロタカフル商品の流通に従事しはじめた。

## (b) IAIS 保険コアプリンシプルの適用

155. IAIS の包括的保険市場を支援する規制および監督に関するアプリケーションペーパーによれば、全体方針は非公式の保険は好ましくないということである。保険活動は、免許を付与された組織によって実施されるべきである。管轄区域は、いくつかの限られた活動が、免許付与要件の影響を受ける規制保険活動の定義に含まれないと判断することもできる。規制保険活動および免許付与要件の免除を定義する際には、保険契約者を保護するための適切な代替安全策の必要性を考慮すべきである。マイクロ保険提供者向けの代替措置は、機関(暫定的措置での試験的または非公式機関<sup>37)</sup>を登録する程度の単純なものでもよい。この場合、機関の身分情報とその形態のみが監督者に登録される。これにより、これらの非公式機関は監督者の監督下にあるということになる(IAIS, 2012)。

<sup>37</sup> これらは、保険会社の RSA によって規制される公式組織に移行するための移行期間が必要な機関である。

156. これは実践的且つシンプルなように思われるが、マイクロタカフルの MP は、MP のオペレーション活動のシャリーア遵守を確実にするため、さらに徹底的なプロセスを通過する必要があるかもしれない。従って、マイクロタカフルの免許の効率的な申請、審査および付与を促進するため、MP は十分な知識のある適切な人材を確保することが必要となる。

## D. 将来の作業のための提案

157. マイクロタカフルは、金融機関および特に RSA と政府機関によって急激に受け入れられている金融産業の 1 区分である。全ての管轄区域の経済システムに対する低所得者の寄与は、他の所得層が得られるのと似たような種類の金融サービスを受ける機会を保証するので、低所得層は金融システムから除外されるべきではないという認識が優勢になってきている。例えばインドでは、保険産業が金融包摂に関する国家イニシアチブに貢献するように、RSA は、計上保険料総額の最低目標値をマイクロ保険提供者が計上するべきであるとしている。これは、2002 年 10 月 16 日に施行された「農村または社会的セクターに対する保険会社の義務」に反映された。これは、1999 年以降に営業を開始した保険会社は、一定の割合の保険契約を社会的セクターおよび農村地域に販売しなければならないと明記している。2012 年と 2013 年には、25.7% も多くの新たな保険契約が引き受けられ (unwritten)、販売された。保険規制開発庁の 2012 年と 2013 年の年間報告によると、23 社の民間生命保険会社が、農村セクター義務を果たした (インド保険規制開発庁、2002 年) (Business Standard、2014 年)。もう 1 つの例はヨルダンである。ヨルダンでは、マイクロ保険 / マイクロタカフルを促進するために、2002 年保険法を、仲介人の免許付与条件について特に、改訂することを政府が計画しているところである (GTZ、2004 年)。

158. しかしながら、包括的にすることを目的とする現行システムの急激な変化は、現在の構造と枠組に影響を与えるだけでなく、金融業界の規制のされ方、商品の開発と販売の方法、流通チャネルの使われ方、そして最も重要な点として、公衆によるこれらのイニシアチブのとりえ方にも影響することになるので、慎重な考慮が必要である。

159. タカフルは、シャリーア不遵守要素がないイスラムの特徴で知られている。TO によって提供される商品およびサービスは、果たすべき金融的義務だけでなく宗教的義務を携えている。これはマイクロタカフルの場合も同じである。唯一の違いは、マイクロタカフルの目的が、さまざまな人口統計学および教育的背景を持つ加入者に対して明確に示されるようにする必要があるのであるということである。

160. マイクロタカフルの包括性という目標を達成するためには、全ての利害関係者が共に協力する必要がある。本文書は、マイクロタカフルに関する将来的作業の考えられる方向性として、一連の重要エリアを特定する：

- (a) 成功が見込まれる利害関係者間 (特に RSA、政府機関、TO、RTO およびシャリーア委員会の間) の協力メカニズムを特定する。
- (b) MP を規制する際に、RSA および関連当局が検討すべき具体的エリアを詳しく説明する。これらの重要なエリアには、MP のコーポレートガバナンス戦略と構造、ソルベンシー要件、引受要件、免許付与、ファンド管理枠組、消費者保護、デジタル技術の活用および規制報告が含まれる。

## E. 付属書

### 事例: パキスタンにおけるマイクロ保険の規制枠組み

(パキスタン証券取引委員会、2014年)

1. 2014年2月20日、パキスタン証券取引委員会の政策委員会(SECP)は、証券取引委員会規則(マイクロ保険)2014(「マイクロ保険規則」)を採択した。マイクロ保険規則は、消費者保護、透明性および開示の要件に特に重点を置いたマイクロ保険事業の遂行における基準を定めるものである。同名の既存の規則もパキスタン国内において営業するマイクロ保険事業者の営業・事業活動に適用される。
2. マイクロ保険規則においては、「マイクロ保険」の用語は「マイクロタカフル」と、「マイクロ生命保険」は「マイクロファミリータカフル」と、「マイクロ損害保険」は「マイクロ損害タカフル」と、「保険料」は「拠出金」と、そして「保険会社」は「事業者」と同じ意味で用いられる。マイクロ保険は一定額以下の保障額であることが求められており、こうしたマイクロ保険に区分される商品の種別に応じて具体的な区分がなされている。
3. SECPにより定められるマイクロ保険事業者に対するガイダンスは、以下のようなマイクロ保険契約の特徴に着目している:
  - (a) 保障範囲: マイクロ保険契約は、被保険者の家族および・または資産をひとまとめに保障する。
  - (b) 保障期間: マイクロ保険の契約期間は、契約条件で明示され、保障の種類に応じて保険会社によって定められる。
  - (c) 契約条件: マイクロ保険契約は、保障額の合計、給付金および保障条件を明確に定めなければならない。保険料支払の方法および回数、可能な場合には、被保険者の収入状況に応じた形とされ、日、週、月、四半期、半年、または年単位の中から適宜定められる。
  - (d) 保障開始: マイクロ保険契約が団体契約である場合を除き、マイクロ保険契約は、保険会社により証券が発行された日または契約者により初回保険料全額が支払われればから7営業日を経過した日のいずれか早い日から保障が開始されなければならない。
  - (e) 請求手続: マイクロ保険契約は、契約者が保険金を請求できる時期、場所および方法、請求時の必要書類、請求手続ならびに標準請求処理期間を明確に定めなければならない。
  - (f) 紛争処理: マイクロ保険契約は、契約者が苦情を申し立てることができる時期、場所および方法について明確に定めなければならない。そこでは、保険会社ならびに他の紛争解決枠組みおよび保険オンブズマンの連絡先を明示しなければならない。
  - (g) 待機期間: 65歳以下の契約者については、自然死または自然的原因による障害については最大6カ月とする。災害死亡または災害による障害については待機期間を設けてはならない。
  - (h) 猶予期間: マイクロ健康保険および年払い以外の方法で保険料が支払われる契約を除き、マイクロ保険契約には、30日の猶予期間が認められる。この猶予期間中に請求がなされた場合には、未払い保険料は、請求金額から控除されなければならない。
  - (i) 免責: 免責事項は、マイクロ保険約款において明確に定められなければならない。マイクロ保険が団体契約である場合を除き、保険会社が委員会から正当と認められた場合を除き、既存契約に対して免責を適用することはできない。
  - (j) 相殺: 保険会社が委員会からの正当と認められた場合を除き、マイクロ保険契約におい

ては相殺は認められない。

- (k) 更新：年払い方式で保険料が支払われるマイクロ保険契約については、保険会社は、契約期間満了の少なくとも 45 日前までに契約者に対して通知を發出しなければならない。この通知には、契約の更新可否および更新後の契約内容変更があればその内容について記載しなければならない。
  - (l) 保険料支払：マイクロ保険契約は、契約に関して払われるべき保険料の額、払込の場所および方法、ならびに保険料が支払われない場合の取扱いについて明確に定めなければならない。
4. 消費者保護に関して、マイクロ保険事業者は透明性ある開示が求められており、開示は、ウルドウ語によってなされなければならない。いかなる場合であっても、専門用語および法律用語は用いられるべきでない。マイクロ保険事業者はまた、法的、倫理的、非差別のおよび非詐害的にサービスが提供される公正な実務に則ることが求められる。マイクロ保険事業者は、契約者から、電話および社内の苦情処理システムを通じて用意にアクセスできるようにしておくことが求められる。こうした要件は、マイクロ保険販売事業者に対しても同じく当てはまる。
  5. 監督者への報告においては、マイクロ生命保険事業者は、マイクロ保険を別の事業種目として報告することが求められ、SECP に対して少なくとも保険料、支払保険金および事業費の計算書を提出しなければならない。マイクロ損害保険事業者は、保険料、支払保険金および事業費の計算書、ならびに保険金請求の分析結果およびリスクエクスポージャーについての書面を提出しなければならない。

## F. 定義

コーポレートガバナンス	<p>以下の構造が提供される会社の経営、取締役会、株主およびその他の利害関係者の間の明確な関係：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 会社の目的が定められる構造</li> <li>(ii) それらの目的の達成と業績の監視を行う手段が決定される構造</li> </ul> <p>タカフルおよび再タカフル・オペレーターという文脈では、優れたコーポレートガバナンスは、以下を含むべきである：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) タカフルおよび再タカフル事業の経営者の行為が可能な限り株主の利益と一致する組織的取り決め一式</li> <li>(ii) 取締役会、シャリーア委員会などのガバナンス組織に対する適切な動機の規定、および株主の利益になる目的を追求し、効果的な監視を促し、延いては TU および RTU に資源をより効率的に使用することを促すための管理</li> <li>(iii) シャリーア規則および原則の遵守</li> </ul>
負債	<p>株主ファンド(SHF)と加入者のリスクファンド／加入者の投資ファンドまたは TORF の金融債務。詳しい説明は以下のとおりである：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) SHF の負債は、そのファンドの全ての金融債務であり、PRF／PIF または TORF の負債である保険契約準備金は含まれない。</li> <li>(ii) (ii)PRF／PIF および TORF の負債には、ファンドが負う金融債務が含まれ、特に、見込まれる義務的な給付金という点で加入者に支払われるべき金額も含まれる。さらに、PRF と TORF の負債には、既に契約</li> </ul>

	されたビジネスの潜在的負債という点で保険契約準備金が含まれる。
マイクロタカフル事業者	免許の交付を受けているタカフル事業者を含む、マイクロタカフル商品を提供している機関
ムダーラバ (Muḍārabah)	資本提供者が、ムダーリブ (Muḍārib) (即ち労働提供者)としてのオペレーターによって管理されることとなる資本を事業または活動に提供する資本提供者と熟練オペレーターとの間の契約。事業または活動によって発生した利益は、ムダーラバ契約の条件に従い分配される。一方損失は、ムダーリブの不正行為、怠慢または契約条件に対する違反によるものでない限り、資本提供者のみが負担することとなる。
オペレーションリスク	オペレーションリスクは、内部のプロセス、人間およびシステムが不十分であるまたは機能しない結果生じる、または外部的事象の結果生じる損失のリスクである。タカフルまたは再タカフル事業の場合、これには、シャリーア不遵守の結果生じる損失、およびタカフルまたは再タカフル・オペレーターの受託者責任を果たすことができない結果生じる損失のリスクも含まれる。
加入者のリスクファンド (PRF)	タカフル加入者によって支払われた拠出金の一部が、相互扶助または保護に基づくタカフル加入者からの請求を支払う目的で、割り当てられるファンド。
準備金 / 規定 (Provisions)	(i) タカフルまたは再タカフル契約から生じる負債を支払うためにバランスシート上で確保される金額。請求準備金 (報告されるかどうかに関わらない)、未経過保険料準備金、期限満了となっていないリスクに対する準備金、タカフルまたは再タカフル準備金、およびタカフルまたは再タカフル契約に関連するその他の負債 (例えば、タカフルまたは再タカフル契約の期間を通じて積み立てられる拠出金、預入金および貯蓄額) が含まれる。 (ii) 契約、取り決め、規則または基準の項目の諸条件または要件
カルド (Qard)	期間終了時に返金するという理解のもと、借り手が期間中ファンドを利用できることを目的とする報酬を伴わない融資
再タカフル	タカフル契約に基づく加入者の代表としての TU が、タカフルに基づき RTU が維持する共有ファンドに、タバッル (Tabarru') 誓約としてお金を寄付する、即ち、特定の損失または損害をその加入者と他の TU に補償する取り決め
再タカフル・オペレーター	再タカフル・ビジネスを運営するあらゆる機関または組織。例外もあるが大抵の場合は、加入者の持ち分が保有される法人の一部である。
リスク管理	タカフルまたは再タカフル事業の経営陣が、事業に有害となり得る過去および起こり得る将来の出来事の影響の評価と管理を行うために取る行動。これらの出来事は、事業のバランスシートの資産の部と負債の部の両方、

	並びにキャッシュフローに影響し得る。
株主のファンド	PRF、PIF または TORF の形で加入者に帰せられないタカフルまたは再タカフル事業の資産と負債の部分
ソルベンシー要件	ソルベンシー管理体制の一部として定められた、およびタカフルまたは再タカフル事業が保険契約金およびその他の負債を補償する資産に加えて持たなければならないソルベンシー資金額の決定に関連して定められた金融要件。
利害関係者	タカフルまたは再タカフルまたはマイクロタカフル事業の健全性に利害関係があるもの。以下が含まれる： (i) 従業員 (ii) タカフル加入者または再タカフル協定に基づく出再者 (iii) 供給者 (iv) 地域社会（特に、ムスリムウンマ(ummah)） (v) 国および地方の経済と金融システムにおける TU と RTU の独特な役割に基づき、監督者および政府
タバツル(Tabarru') 誓約	相互扶助の義務を果たすための誓約としてタカフル／再タカフル加入者によって手放され、資格のある請求者が出す請求を支払うために使用される寄付金
タカフル	タカフルという言葉は、団結を意味するアラビア語に由来する。加入者グループは、特定のリスクから生じる損失に対して共同で互いに支援しあうことを、自分たちの間で合意する。タカフルの取り決めでは、加入者はタバツル誓約として共有ファンドにお金を寄付する。このファンドは、特定の損失または損害に対するメンバーの相互扶助のために使用される。
タカフル・オペレーター	タカフル・ビジネスを運営するあらゆる機関または組織
タカフル加入者	タカフル事業によるタカフル商品に加入し、タカフル契約に基づく利益を得る権利を有する当事者（従来の保険における「保険契約者」に似ている）。
保険契約準備金	タカフルまたは再タカフル契約で生じる予想される債務を補償するために確保される価額。
引受	新たな申込みを評価するプロセス。申請者に関連するリスクを決定するために制定された一連のガイドラインに基づき、契約者に代わりタカフルまたは再タカフル・オペレーターにより行われる。
引受リスク	引受リスクは、PRF または TORF に関する引受活動による損失のリスクである。このリスクの元には、後に例えば実際の請求により正しくなかったことが示される価格設定または評価に使用される仮定が含まれる。
引受剰余金または不足金	ビジネスのリスク要素からの PRF または TORF の金融産出高。拠出金収入から費用と請求（未払の請求のための準備金におけるあらゆる動きを含む）を差し引き、投資利益（投資資産上の収入および利益）を加えた後の残

	高である。
ワカラ(Wakālah)	タカフルまたは再タカフル加入者(本人)が、彼らを代表してタカフルまたはタカフル・ファンドの引受および投資活動を実行するタカフルまたは再タカフル・オペレーター(代理人)を指名する代理人契約。
ワクフ(Waqf)	ワクフは、Allah Almighty(アッラーフ)への、個人の富の一部(お金など)の自発的、永久的、取消不能な寄進である。一旦ワクフが成立すると、これを贈ることも、相続することも、販売することもできなくなる。これは Allah Almighty に属するものであり、ワクフの元金は常に無傷である。ワクフの収益および／または用益権は、ワクフ証書により決定されるとおりのシャリーアに従う目的のために使用することができる。

## 参考文献

(略)